

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2017年1月号 | No. 1/2017

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT–特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

ポーランド共和国特許庁のグローバルPPHパイロットへの参加

2017年1月6日に、ポーランド共和国特許庁がグローバル特許審査ハイウェイ（GPPH）パイロットに参加し、これにより参加庁は22になりました。

本パイロットでは、何れかの参加庁による成果物（PCT国際段階の成果物、つまり国際調査機関又は国際予備審査機関の見解書、若しくは特許性に関する国際予備報告（第II章）を含みます）において特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つあり、その他の適用可能な基準を満たしていれば、他の参加庁に対して早期審査を請求することができます。本パイロットは、単一の適用要件を使用し、ユーザがより利用しやすくなるように、既存のPPHネットワークを簡易にし改善することを目的としています。

GPPHパイロットを利用する為の必要な要件などのさらなる詳細情報は、以下の特許審査ハイウェイポータルサイトをご覧ください。

<http://www.jpo.go.jp/ppph-portal/globalpph.htm>

また、ポーランド共和国特許庁の以下のウェブサイトにも情報が掲載されております。

<http://www.uprp.pl/global-pph/Text02,860,17404,4,index,pl,searchresult/>

更新されたPCT-PPH試行プログラムのPCTウェブサイトは以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

委任状の放棄

PCT規則90.4(d)及び90.5(c)に基づく通知（キプロス企業及び管財人登録部）

受理官庁としてのキプロス企業及び管財人登録部は、別個の委任状及び/又は包括委任状の写しを提出するよう規定するPCT規則90.4(b)及び90.5(a)(ii)に基づく要件を放棄する旨を、国際事務局（IB）へ通知しました。別個の委任状又は包括委任状の写しが要求される特別の状況はありません。

委任状の放棄に関する背景情報は、*PCT Newsletter* 2004年1月号の2ページをご覧ください。

(PCT出願人の手引 附属書C (CY) 及び“PCT規則90.4(b)及び90.5(a)(ii)に基づく委任状の放棄をWIPOへ通知した官庁(又は機関)の一覧”を更新しました。)

PCT 最新情報

BH: バーレーン (所在地、電話番号、Eメールアドレス、要求する写しの部数)

BY: ベラルーシ (Eメールアドレス)

CH: スイス (微生物及びその他の生物材料の寄託機関)

CY: キプロス (代理人に関する要件)

IL: イスラエル (手数料)

IN: インド (手数料)

JP: 日本国 (手数料)

手数料表I(a)に掲載されているとおり、2017年3月1日から、受理官庁としての日本国特許庁に対して日本円で支払われる、国際出願手数料、30枚を超える用紙ごとの手数料及び手数料表の項目4に示された適用する手数料減額の日本円の換算額が変更されます。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) が更新されました。)

KH: カンボジア (受理官庁としての官庁の要件に関する情報)

KR: 大韓民国 (所在地及びあて名、優先権が主張されている先の国内出願に関する特別の規定)

NO: ノルウェー (翻訳の要件)

PH: フィリピン (手数料)

RS: セルビア (手数料)

SG: シンガポール (出願言語)

VC: セントビンセント及びグレナディーン諸島 (Eメールアドレス、通信手段)

調査手数料及び国際調査に関するその他の手数料 (オーストリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、フィンランド特許登録庁 (PRH)、シンガポール知的所有権庁、イスラエル特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、国立工業所有権機関 (チリ)、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、ウクライナ国家知的所有権庁 (SIPSU)、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁、ヴィシエグラード特許機構)

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

予備審査手数料及び国際予備審査に関するその他の手数料 (イスラエル特許庁、日本国特許庁)

2017年3月1日から、国際予備審査機関としての日本国特許庁へ支払う取扱手数料の額が変更されます。新しい料金は22,800円です。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (IL 及び JP) が更新されました。)

PCT実施細則の修正

2016年12月15日から、PCT実施細則に新しく第218号及び第315号が追加され、第413号が修正されました。

実施細則の修正版は、HTML形式で英語及び仏語にて、それぞれ以下のリンク先からご利用いただけます。

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/ai/ai_index.html

(仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ai/ai_index.html

上述の変更は、PCT官庁、機関及びユーザ団体へ送付されたPCT回章C.PCT1480及び1489において詳細な説明がされており、それぞれ以下のリンク先にて閲覧可能です。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2016/1480.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2016/1489.pdf>

PCT受理官庁ガイドラインの修正

2016年12月15日から、PCT受理官庁ガイドラインの paragraph 166C、166Nから166Q、166T、333A及び333Bが修正されました。詳細は、それぞれ以下のリンク先にてPCT回章C.PCT1480及び1489をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2016/1480.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2016/1489.pdf>

本ガイドラインの修正版は、PDF及びHTML形式で英語及び仏語にて、それぞれ以下のリンク先からご利用いただけます。

(英語) <http://www.pct/en/texts/pdf/ro.pdf>

(英語) <http://www.wipo.int/pct/en/texts/ro/index.html>

(仏語) <http://www.pct/fr/texts/pdf/ro.pdf>

(仏語) <http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ro/index.html>

PCT国際調査及び予備審査ガイドラインの修正

2016年12月15日から、PCT国際調査及び予備審査ガイドラインの paragraph 15.36A、15.36B、15.88B及び15.88Cが修正されました。詳細は、以下のリンク先にてPCT回章C.PCT1480及び1489をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2016/1480.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2016/1489.pdf>

本ガイドラインの修正版は、PDF形式で英語、仏語及びスペイン語にて、それぞれ以下のリンク先からご利用いただけます。

(英語) <http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/pdf/ispe.pdf>

(仏語) <http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/fr/texts/pdf/ispe.pdf>

(スペイン語) <http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/es/texts/pdf/ispe.pdf>

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT作業部会の報告書

2016年5月17日から20日まで開催された第9回PCT作業部会の報告書（文書PCT/WG/9/28）が通信により採択され、現在、同会合の他の文書と共に下記のWIPOウェブサイトにて閲覧可能です。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=39464

欧州資格試験 “The European Qualifying Examination” のための資料

欧州弁理士志望者が受ける欧州資格試験（EQE）のための資料の準備を手助けするため、国際事務局は、EQEの試験委員会との合意に基づき、2016年12月31日時点のPCT出願人の手引の“国際段階”と“国内段階”の全ての内容を包含する、英語版と仏語版の4つのPDFファイルをPCTウェブサイトに掲載しました。これらのファイルはそれぞれ以下のリンク先からご利用いただけます。

（英語） <http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/eqe/ip.pdf>

（英語） <http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/eqe/np.pdf>

（仏語） <http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/fr/eqe/ip.pdf>

（仏語） <http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/fr/eqe/np.pdf>

偽の手数料の支払い請求

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局（IB）からの通知ではなく、PCT に基づく国際出願の手續きに関係のない、手数料請求書を受け取る事態について、PCT Newsletter において再三にわたって注意喚起を続けております。そしてこの度、“IP Direct – International Patent and Trademark Directory” からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に下記リンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール： pct.legal@wipo.int

WIPOは、PCT出願人、代理人又は発明者（PCTユーザ）の皆様にも、政府又は消費者保護協会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や“苦情受付け政府機関又は消費者保護協会”の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

PCTに関する記事

WIPO マガジン（2016 年第 6 号）から以下の記事へのリンク先が、PCT ウェブサイトの“PCT に関する記事” ページへ追加されました。

空飛ぶ車：夢を現実に変える

スロバキア企業 AeroMobil の最高執行責任者 Ladislav Batik 氏は、空飛ぶ車—自動車及び飛行機として両方機能する乗り物—の開発に関する課題、そしてそのプロセスにおいて知的財産が果たす役割について語っています。

“技術的且つ規制上の課題両方を克服するための多大な労力に鑑み、AeroMobil はイノベーションを保護する必要性を痛感しています。当初から私たちの戦略は私たちがもっているものを保護することです。イノベーションの過程において私たちは保護すべき多くのアイデアを考え出しており、それらは将来の潜在的な収入源であるため、当然のことながら誰にも盗まれたくないのです。” Batik 氏は言及しています。

“私たちは 2012 年にスロバキアで最初の特許 [出願] を出願し (PCT SK/2012/000010)、次いで WIPO の特許協力条約 (PCT) を通して 101 ヶ国に出願 [国内段階へ移行] しました”、Batik 氏は述べています。

資源に乏しい発明者が特許制度を使いこなすための支援

発明者への支援プログラム (IAP) として知られる、WIPO が先導する新しい取組が 2016 年 10 月に開始されました (PCT Newsletter 2016 年 12 月号参照)。この取組は資源に乏しい発明者と無償の特許弁理士間の仲介をすることを目的としています。

IAP を監督する WIPO 特許法部長代理である Marco Aleman 氏は *WIPO マガジン* で説明しています。“これらの弁理士たちは、特許出願が結果的に最初の関門から先に進めないという失敗を回避するために必要な技術的なアドバイスを提供することで、資源に乏しい発明者が特許のプロセスをうまく乗り切るための支援をすることが出来ます”。

“IAP は各国のイノベーション目標の支援、国内特許制度の強化、及び経済成長への貢献を確約します。今日のグローバル化した世界において、特許により付与された独占権は、権利者に市場での特権的な立場を保障し、また大変必要とされるビジネスへの投資を誘致する手助けとなるでしょう。現地の発明者の特許取得を手助けすることは、彼らの創造性をビジネスの機会へと変えるプロセスにおいて非常に貴重な支援の手となります。

これまで、IAP はパイロット 3 ヶ国の 13 人の発明者の発明を支援し、その中には携帯用エスプレッソコーヒーマーカーや家庭の廃棄物を肥料へ変える装置を含みます。特許プロセスで最も進展したものは、植物廃棄物から動物性食品を採取する機械とその方法です。これはすでに、多数の法的管轄地域において特許保護を得るための簡素化された方法を提供する WIPO の特許協力条約 (PCT) に基づく国際特許出願の対象 (PCT/IB2016/055056) となっています。”

WIPO マガジンは下記リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html

また 2016 年第 6 号は下記リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/pdf/2016/wipo_pub_121_2016_06.pdf

実務アドバイス

中南米で効率的に特許を取得するための PCT 及び PPH-PROSUR

Q: 当方のクライアントにとって中南米諸国でいくつかの発明の特許保護を求めることは重要であり、関心のある数ヶ国に関しては PCT が非常に有益です。しかしながら、たとえ国内段階へ移行しても、特定の中南米諸国は非常に大きな特許審査の滞貨があり、当方のクライアントが適時に特許を取得するのを難しくしています。これらの滞貨に対処するのに役立つよう PCT を戦略的に利用出来る方法はあるのでしょうか？

A: PCT の利用は、二国間及び/又は多国間の特許審査ハイウェイ（PPH）合意と組み合わせることにより、特定の国内における滞貨への対処の問題も含め、貴殿のクライアントにとって有益かもしれない幾つかの状況があります。

上述の状況で一つの不可欠な要素は、ごく最近発効したアルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、パラグアイ、ペルー及びウルグアイの 8 つの知的財産庁間による“PPH-PROSUR”の合意でしょう（2016 年 5 月 6 日の MOU の翻訳を参照：http://www.wipo.int/scp/en/meetings/session_25/comments_received/Argentina_2.pdf）。

当該多国間合意により、別の PROSUR 国の官庁により先に実施された国内審査の結果、又は PCT 国際調査及び予備審査機関としての国立工業所有権機関（ブラジル）及び国立工業所有権機関（チリ）により実施された PCT 調査又は審査の結果に基づいて、この合意の締約国の一つの知的財産庁へ PPH プロセスを請求することが可能です。そのためもし貴殿のクライアントが PCT 国際調査の実施にあたりブラジル又はチリどちらかの国際調査機関（ISA）を使用していたのであれば、その作業結果を他の PROSUR 国での早期審査に直接活用することができます。

しかしながら、他の PCT 国際調査機関（ISA）の作業結果もまた、それほど直接的ではないにしても、これらの国での早期審査のベースとして利用される場合もあります。一つの例として、貴殿のクライアントが国際段階で ISA として欧州特許庁を使用していたとします。EPO は現在、コロンビアの知的財産庁と PCT-PPH の合意があります（<https://www.epo.org/lawpractice/legal-texts/official-journal/2016/09/a75.html> 参照）。そのため、貴殿の PCT 出願において、EPO によって肯定的に評価されたいずれかの請求項に基づき、貴殿のクライアントはコロンビアの商工監督局（SIC）に対し国内段階での PCT-PPH 早期審査を請求することができます。また一つ以上の請求項が、国内段階での実体審査において SIC により特許性を有していると思なされた場合、上記の PPH 合意に従い他の PROSUR 国において審査は早められるでしょう。たとえ多大な滞貨を有する国であっても、当該方法で進めることにより、特許出願に関する最終決定を受け取る時間を大幅に縮めることができます。またこの間接的な方法は、貴殿のクライアントが現在 PCT 締約国ではないアルゼンチンやパラグアイ、ウルグアイでも早期審査を求めることを可能にすることにご留意ください。

PCT-PPH 合意に関する追加の情報は以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

官庁間の他のワークシェアリングの取り組みに関する詳細は以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/patents/en/topics/worksharing/>

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 –

2017年2月号 | No. 2/2017

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

300万件を超えるPCT出願の公開

300万件目のPCT出願が2017年2月2日に公開され、PCT及びWIPOの歴史の上で重要な節目となりました。

300万件目の出願公開は、ドイツを拠点にするフラウンホーファー¹により出願された "Vector Network Analyzer" (PCT/EP2016/062897, WO/2017/017579) に関するものでした。フラウンホーファー研究機構は、欧州最大の応用研究機関であり、この5年間平均で年間300件に近い数の国際出願を提出しています。この節目を迎えるにあたり、フラウンホーファー研究機構の代表とWIPO事務局長との間で会談が行われました。

今年で運用開始から39年目を迎えるPCTは、累計100万件の出願件数に到達するまでに26年費やしましたが、その後わずか7年で200万件を超える出願を達成し、さらにわずかその6年後には300万件の節目を迎えました。

世界的な金融危機の影響を受けた2009年を除き、PCT出願の件数は運用開始から毎年伸び続けています。国際事務局は2016年の件数も合計出願件数がまとまれば、堅調な成長を示すであろうと見込んでいます。

事務局長は、この300万件の記念すべき出来事を迎えるにあたり、イノベーター、PCT締約国の代表、PCT制度に関わる官庁の職員、そして政府間組織や非政府組織また市民社会団体の代表に宛てた書簡を発送し、彼らの貴重な支援と協力、本制度に対する信頼、そして国際事務局との建設的な交流を通じた全てのステークホルダーのニーズに応え得る制度構築への貢献につき、感謝の意を表しました。

また事務局長は、PCTの起草者たちの理念を踏まえて、本制度がイノベーションを後押しするための主要な手段として機能し続けるためにさらに発展する必要があるという点を強調しました。事務局長が記した「The PCT System — Overview and Possible Future Directions and Priorities (PCT制度～概要と今後の方向性・優先事項)」と題されたメモランダムは、PCT制度のさらなる改善に向けて考えられる課題につき、大まかな方向性や優先事項に関する検討材料を提供することを意図したものであり、以下のWIPOのウェブサイトからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/3million/pdf/memo.pdf>

事務局長の書簡へのリンク先を含む、300万件目のPCT出願の節目を記念する新しいページが、10のPCT公開言語全てでPCT関連ページに掲載されました。以下のリンク先をご覧ください。

¹ フラウンホーファーは FRAUNHOFER-GESELLSCHAFT zur Förderung der angewandten Forschung e.V.の登録商標です。

<http://www.wipo.int/pct/en/3million/>

本ページの右上にて言語の選択が可能な点にご留意ください。

国際機関会合

第24回PCT国際機関会合が2017年2月8日から10日までレイキャビク（アイスランド）で開催されました。議長による要約と作業文書は下記のWIPOウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=42066

本会合では以下について議論されました：

- 現在の全ての国際機関の任命期間が2017年12月31日に満了することを受けた、PCTに基づく国際調査及び予備審査機関の任命延長の手続き（文書 PCT/MIA/24/2）
- デジタル時代において PCT 最小限資料に特許及び非特許文献を加える際の基準の修正を目的とする、欧州特許庁主導の PCT 最小限資料タスクフォースの進捗報告（文書 PCT/MIA/24/4）
- PCT 手続きにおける国際段階と国内段階の連携強化を目的とした、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの日本国特許庁による修正提案（文書 PCT/MIA/24/11）
- 他の入手先から入手できなかった引用文献の写しを出願人や指定官庁が入手するための方法を明確化するための韓国知的所有権庁及び国際事務局による文書（文書 PCT/MIA/24/8 及び 8 追加）及び
- 協力枠組の準備、及び今後試行プログラムが運営段階に入ってからからの評価を実施するための試行グループが設立された、IP5（五大特許庁）による協同調査及び審査の試行プログラムの第3フェーズ（文書 PCT/MIA/24/3）

会合に出席した機関は、出願人、受理官庁、国際機関や第三者が利用するために国際事務局が提供している様々な電子サービスの最近の進展に関して感謝の意を表しました（文書 PCT/MIA/24/9）。

トルコ特許商標庁（Turkpatent）の国際調査及び予備審査機関としての運用開始

2016年10月に開催された第48回PCT同盟総会で、PCTに基づく国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）としてのトルコ特許商標庁（Turkpatent）（二文字コード：TR）の任命を受け（PCT Newsletter 2016年10月号参照）、当該官庁は2017年3月8日からISA及びIPEAとしての運用を開始することをWIPOへ通知しました。

関連情報が正式に発表され次第、ISA及びIPEAとしての当該官庁の詳細はPCT出願人の手引の附属書D及びEに掲載され、当該官庁へ支払われる手数料はPCT手数料表に掲載されます。

PCT-特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

欧州特許庁及び連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）

2017年2月1日付で、欧州特許庁及び連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）は、新しい2庁間のPCT-PPH試行プログラムを開始しました。本試行プログラムでは一方の国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）からの肯定的な見解書、若しくはISA/IPEAとしての他国の官庁により作成された、肯定的な特許性に関する国際予備報告（IPRP）（第II章）（すなわ

ち、特許性ありと判断された請求の範囲が少なくとも一つ存在する場合)を得たPCT 出願に基づき、他庁の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

詳細は以下のリンク先をご覧ください。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2017/01/a5/2017-a5.pdf>

また、ROSPATENTに対して請求する際の手続及び要件に関する詳細は以下のリンク先をご参照ください。

<http://www.rupto.ru/activities/inter/bicoop/pph>

PCTウェブサイトのPCT-PPH のページは、本試行プログラムの情報を含み更新されました。以下のリンク先をご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

PCT 最新情報

AG : アンティグアバーブーダ (管轄国際調査及び予備審査機関)

AP : アフリカ広域知的所有権機関 (手数料)

DK : デンマーク (国際出願の写しの提出)

EA : ユーラシア特許機構 (手数料)

IS : アイスランド (手数料)

KH : カンボジア (管轄国際調査及び予備審査機関)

LV : ラトビア (手数料)

NO : ノルウェー (国内段階移行の特別な要件)

PL : ポーランド (国の安全に関する規定)

SE : スウェーデン (国際出願の写しの提出)

TR : トルコ (官庁の名称)

US : 米国 (一般情報)

調査手数料及び国際調査に関するその他の手数料 (オーストリア特許庁、欧州特許庁、シンガポール知的所有権庁、日本国特許庁)

PCT 関連資料の最新／更新情報

パワーポイントプレゼンテーション

2017年7月1日に発効するPCT規則の改正を説明するパワーポイントプレゼンテーションが、それぞれ以下のリンク先から現在、英語、仏語、独語、日本語及びスペイン語でご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule_changes_archive.html

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ppt/rule_changes_archive.html

http://www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/rule_changes_archive.html

http://www.wipo.int/pct/ja/texts/ppt/rule_changes_archive.html

http://www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/rule_changes_archive.html

PATENTSCOPE ニュース

PATENTSCOPE 上でドシエ情報が利用可能に

参加している国内及び広域知的所有権（IP）官庁からのドシエ情報（特許出願の申請や審査に関連する情報）が、PATENTSCOPE の書類タブから利用可能になりました。当該情報は欧州、日本及びカナダの国内/広域特許コレクションについてご利用いただけます。当該サービスはまた、今後オーストラリア、中国、韓国及び米国を含むより多くの国内特許コレクションへ拡張される予定です。

PATENTSCOPE を介して閲覧可能なドシエ情報は、各官庁での特許プロセスにおける特許出願の調査や審査に関する非機密性の公的文書を含みます。ドシエ情報、又は包袋情報は、審査の過程を通じて、特許出願の進捗に関する以下に列挙するような最新情報を提供します：

- 調査報告
- 官庁からの通知、及び
- 特定の特許出願に関する出願人及び特許庁間の通信

また中国、日本及び韓国の知的所有権庁は自動機械翻訳による文書の英語版も提供します。

ドシエ情報はWIPO CASE（Centralized Access to Search and Examination）のサービスを介して閲覧可能になっており、参加している官庁間で特許調査及び審査書類の共有を可能にし、ワークシェアリングを促進しています。20 を超える知的所有権庁がWIPO CASEに参加しており、当該サービスはIP5（五大特許庁）²により共同提供されている、グローバル・ドシエとリンクしています。

実務アドバイス

国内段階移行の期間遵守の遅滞—その帰結及び可能な救済措置

Q: 幾つかの官庁に対し当方の国際出願を国内段階へと進めたいのですが、残念ながら、当方の管理が及ばない事情により、30ヶ月の期間を遵守できませんでした。関連する官庁に対しまだ国内段階へ移行することは可能でしょうか？また可能なのであれば何をすべきでしょうか？

A: PCT第22条（又は優先日から19ヶ月の満了前に国際予備審査請求を提出した場合は第39条(1)）によると、出願人は優先日から30ヶ月³の満了前に各指定（又は選択）官庁に対し以下の手続を行う必要があります：

- 翻訳文を提出する（提出又は公開された国際出願の言語が関連する官庁により受理されない場合）
- 官庁により要求される国内手数料を支払う（多くの官庁で該当）
- 関連する各官庁へ国際出願の写しを提出する（PCT第20条に基づく国際出願の写しがまだ提出されていない場合）

² IP5（五大特許庁）とは欧州特許庁（EPO）、日本国特許庁（JPO）、韓国知的所有権庁（KIPO）、中華人民共和国国家知識産権局（SIPO）及び米国特許商標庁（USPTO）を指します。

³ 2002年4月1日から効力を有する30ヶ月の期間は、適用する国内法令に従いPCT第22条(1)に基づく期間との不適合を国際事務局へ通知している、ルクセンブルグ、ウガンダ及びタンザニア連合共和国の官庁に関しては適用されません。ルクセンブルグの官庁に関しては、2002年3月31日まで効力のあった20ヶ月の期間及びウガンダ及びタンザニア連合共和国については21ヶ月の期間が引き続き適用されています。ただし、出願人が優先日から19ヶ月の満了前に国際予備審査請求を提出する場合、30ヶ月の期間が適用されます（PCT第39条(1)参照）。また、それらの国が広域特許に指定される場合、関連する広域官庁（欧州特許庁及びアフリカ広域知的所有権機関）に対し31ヶ月の期間が適用されます。

- 場合によっては、国際出願が提出された時に、発明者の氏名及び住所が願書に記載されていなかった場合、当該情報を提出する（とはいえ、出願人が国内段階移行時にそうしていない場合、幾つかの官庁は当該情報を提出するよう出願人に求めるでしょう）

国内段階移行に適用される期間の満了時に必要な手続が行われていなかった場合、国際出願は国内出願としての効果を失い、手続が行われなかった各官庁に関しての手続は終了となるでしょう（PCT 第 24 条(1)(iii)参照）。

貴殿は移行期間からどの程度の期間が経過したかについて言及していませんが、多くの官庁が PCT 第 22 条(3)（又は第 39 条(1)）に基づき 30 ヶ月の期間より遅く満了する期間を設定しておりますので、幾つかの指定（選択）官庁に対してはまだいくらかの手続の延長期間があるかもしれません。執筆時点では、出願人が国内（広域）段階移行が可能な 123 官庁のうち 57 官庁が、PCT 第 39 条(1)(b)に基づき 30 ヶ月より遅い期間を設定していることを国際事務局 (IB) へ通知しています。加えて、7 つの官庁は出願人が追加手数料を支払えば 30 ヶ月の期間を延長すること、また 1 つの官庁は単に出願人の書面での請求を受け期間を延長することをそれぞれ IB へ通知しています。各指定（又は選択）官庁が適用する期間の詳細は、以下のリンク先の“PCT 第 I 章及び第 II 章に基づく国内/広域段階移行の期間”の表をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html

又は *PCT 出願人の手引* の関連する国内段階の概要を以下のリンク先からご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

PCT 第 22 条(3)（又は第 39 条(1)）に基づく期間を遵守できず、貴殿が国内段階移行を希望するいずれの指定（又は選択）官庁も手続の延長期間を提供しない場合であっても、貴殿の権利を回復することが可能な場合があります。締約国は PCT 規則 49.6 に基づき（以下に説明される特定の例外あり）、故意ではない又は状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず（官庁により適用される基準による）国内段階へ移行する期間を遵守できなかったことを官庁に示すことが可能であれば、出願人が PCT 第 22 条又は第 39 条(1) の要件を満たさなかった場合に、国際出願に関する出願人の権利を回復する可能性を提供することが求められます。

権利の回復の請求が考慮されるためには、以下の手続が必要です：

(1) 各指定官庁へ個別に、PCT 規則 49.6 に基づく権利の回復の請求を提出し、また次のいずれかのうち早く満了する期間内に、PCT 第 22 条に規定される必要な手続（翻訳文、手数料及び出願の写し）が行われたことを確実にする：

- PCT 第 22 条に規定する期間を遵守できなかった理由がなくなった日から 2 ヶ月；又は
- PCT 第 22 条に規定する期間が満了する日から 12 ヶ月

しかしながら、幾つかの官庁が適用する国内法令は、より遅い時に請求を提出することを許容するかもしれません（PCT 規則 49.6(b)）。

請求には、PCT 第 22 条（又は第 39 条(1)）に規定する期間を遵守できなかった理由を記載する必要があります（PCT 規則 49.6(c)）。指定官庁はまたそれらの理由を裏付ける申立て又はその他の証拠を提出することを要求する場合があります（PCT 規則 49.6(d)(ii)）。

(2) 権利の回復請求に関する必要な手数料の支払い（PCT 規則 49.6(d)(i)）。

ただし、以下の締約国が規則が採択された時点で、国内法令と適合しない旨を PCT 規則 49.6(f) に基づき IB へ通知していることにご留意ください：カナダ、中国、ドイツ、インド、ラトビア、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、ポーランド及び韓国—“留保及び不適合”の表を

以下のリンク先からご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

ある締約国が上述の通知を送っていたとしても、当該締約国が適用する国内法令に基づき回復が可能な場合もあり、幾つかの締約国では PCT 規則 49.6 の規定よりもより寛大な場合もある点にご留意ください。そのような場合には、関係官庁は PCT 規則 49.6 ではなく、国内法令の規定を適用するでしょう。それ故、出願に関する権利の回復をする制度が存在するのかどうか関係官庁に確認するようお勧めいたします。

国内段階移行の期間が遵守されなかった場合の回復の可能性に関する情報及び様々な指定官庁の適用する要件の詳細は、*PCT 出願人の手引* の対応する国内編の“期間遵守の遅滞の許容”の項目をご覧ください。いずれにせよ、上述の状況で適用される様々な国内法令に詳しい現地の弁理士から助言を求められることをお勧めいたします。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2017年3月号 | No. 3/2017

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

新たなPCT締約国

ヨルダン（国コード：JO）

ヨルダンは、2017年3月9日にPCTへの加入書を寄託し、152番目のPCT締約国となり、2017年6月9日からPCTに拘束されます。そして、2017年6月9日以降に出願された国際出願は自動的にヨルダンの指定を含みます。また、ヨルダンはPCTの第II章にも拘束されるため、2017年6月9日以降に出願された国際出願に関し提出された予備審査請求は自動的にヨルダンを含みます。

さらに、ヨルダンの国民及び居住者は、2017年6月9日からPCTに基づく国際出願を出願することができます。

2016年のPCT出願

2016年もPCTの利用は伸び続け、PCT出願件数は約233,000件¹となり、2015年比で7.3%の増加となりました。

米国に拠点を置く出願人が39年連続で出願件数第1位を維持し、2016年のPCT出願233,000件のおよそ4分の1（24.3%）を占め、続いて日本（19.4%）そして中国（18.5%）となり、中国は全体的な増加の推進力となりました。分野別ではデジタルコミュニケーションとコンピュータ技術が最も出願された分野となりました。

上位10ヶ国における各国の合計出願件数及び全出願に対する各国のシェアは以下のとおりです。

1. アメリカ合衆国	56,595	24.3%
2. 日本	45,239	19.4%
3. 中国	43,168	18.5%
4. ドイツ	18,315	7.9%
5. 大韓民国	15,560	6.7%
6. フランス	8,208	3.5%
7. 英国	5,496	2.4%
8. オランダ	4,679	2.0%
9. スイス	4,365	1.9%
10. スウェーデン	3,720	1.6%

¹ この合計とその後に続く数値は速報値ですのでご注意ください。国際事務局では2016年に国内及び広域官庁に出願された全てのPCT国際出願を受理しておらず、確定した数値は本年の後半に公表されます。

その他の国の出願件数、及び2015年の出願件数との比較に関する情報は、下記のリンク先にてWIPOプレスリリース PR/2017/804のAnnex1をご覧ください。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2017/article_0002.html

ZTE Corporation (CN)は、2016年に公開されたPCT出願が4,123件で、PCTユーザ第1位となりました。Huawei Technologies Co. Ltd (CN)が3,692件で第2位、Qualcomm Incorporated (US)が2,466件で続きました。

上位10出願人とその2016年に公開されたPCT出願件数を以下に示します。

1. ZTE Corporation (CN)	4,123
2. Huawei Technologies Co. Ltd (CN)	3,692
3. Qualcomm Incorporated (US)	2,466
4. 三菱電機株式会社 (JP)	2,053
5. LG Electronics Inc. (KR)	1,888
6. Hewlett-Packard Development Company, L.P. (US)	1,742
7. Intel Corporation (US)	1,692
8. BOE Technology Group Co., Ltd (CN)	1,673
9. Samsung Electronics Co., Ltd (KR)	1,672
10. ソニー株式会社 (JP)	1,665

上位50出願人の一覧は上記プレスリリースで公表されています (Annex 2)。教育機関による出願に関しては、カリフォルニア大学が1993年以降、PCT制度の最大ユーザとしての地位を保持しています。上位10大学については米国に拠点を置く機関が優勢ですが、上位20大学になると米国とアジアの大学が10大学ずつを占めています。教育機関による出願の詳細についてもプレスリリース (Annex3) でご覧いただけます。

PCT出願の技術分野に関しては、デジタルコミュニケーションが最も多く全体の8.5%を占め、次にコンピュータ技術の8.2%、そして電子機械、装置、エネルギー (6.9%) 及び医療技術 (6.8%) となっています。公開された国際出願の技術分野別の詳細はプレスリリース (Annex4) をご参照ください。

2016年の最終的な数値の公表は (PCT年次報告の形式にて)、本年の後半にPCT Newsletterでお知らせいたします。

ePCT 最新情報

ePCT ユーザインターフェースの新たな外観や印象 (new look and feel) がデモ版において導入され、近く展開される完全な製品版に先駆けて PCT ユーザが新しいデザインに慣れ親しめるようになりました。デモ版は以下のリンク先からご利用いただけます。

<https://pctdemo.wipo.int/ePCT>

このデモ版は実際の国際出願を提出したり、機密性のあるデータや書類を提出したりする目的で利用すべきでないことにユーザはご注意ください。このデモ版は完全にデモンストレーションのためだけのものであり、新しいインターフェースのデザインを先行してお試しいただくためのものです。国際事務局 (IB) は新たな外観や印象に関するご意見を E メールで受け付けております。好ましくは表題に “ePCT Redesign” と記載し以下の E メールアドレスへお送りください。

pct.eservices@wipo.int

新しいデザインが完全な製品版として今後導入される際には（数週間後の予定）、改善されたユーザインターフェースに加え、高度な認証を使用して ePCT へサインインするために、電子証明書と比べより効率的な代替手段として追加のオプションがご利用いただけるようになります。ePCT において機密性のあるデータや書類にアクセスするためには高度な認証が要求されますが、現在ご利用可能な唯一の方法は電子証明書によるものです。新しい ePCT インターフェースの製品版がスタートした後は、ePCT へサインインするための通常ユーザネームとパスワードの入力に加えて、ユーザの携帯にインストールされた携帯アプリケーション又はテキストメッセージ（SMS）で送付された一回限り与えられるパスワードによる必要な高度な認証を追加することが可能になります。電子証明書は今後しばらくの間 ePCT の高度な認証方法として平行して引き続きご利用いただけます。

完全な製品版の導入時には、WIPO アカウントへのこれらの追加の新しい認証方法の設定に関する簡単な説明をサインインページからご利用いただけるようになります。また製品版の導入前には登録されている ePCT ユーザへも連絡される予定です。

30,000 人にも上る既存の ePCT ユーザが新たな外観と印象の ePCT へ移行するのを促進するため、IB は移行期間中は平行してインターフェースの“旧バージョン”を引き続きお使いいただけるようにいたします。

パリ条約

アフガニスタンの加入

アフガニスタン（国コード：AF）が 2017 年 2 月 14 日に工業所有権の保護に関するパリ条約の加入書を寄託したことを受け、パリ条約の全締約国数は 177 となりました。アフガニスタンは 2017 年 5 月 14 日からパリ条約に拘束されます。

PCT 規則 4.10(a)に従い、パリ条約の締約国において/ついて出願された一つ以上の先の出願、又は、パリ条約の締約国ではないが世界貿易機関（WTO）の加盟国において/ついて出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。アフガニスタンはすでに WTO の加盟国です。

PCT 規則への改正

2016 年 10 月 3 日から 11 日までジュネーブで開催された会合で、PCT 同盟総会は 2017 年 7 月 1 日に発効する PCT 規則への改正（これらの改正の詳細は *PCT Newsletter* 2016 年 10 月号参照）を採択しました。

2017 年 7 月 1 日に発効する PCT 規則の全文は、アラビア語、中国語、英語、仏語、ロシア語及びスペイン語（ページの右側にて言語の選択が可能）の PDF 形式でそれぞれご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ar/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html>

PCT 最新情報

CR：コスタリカ（国際出願の写しの提出）

CU：キューバ（手数料、国内段階移行の特別な要件）

FI：フィンランド（国際出願の写しの提出）

NI：ニカラグア（E メールアドレス）

NO：ノルウェー（E メールアドレス、通信手段、国際公開後の仮保護）

SG：シンガポール（ファックス番号、E メール及びインターネットアドレス、国内段階移行の特別な要件）

TR：トルコ（インターネットアドレス、手数料、国際調査機関、補充調査機関及び国際予備審査機関としての官庁の要件に関する情報）

調査手数料（国立工業所有権機関（ブラジル））

PCT 関連資料の最新／更新情報**ISA及びIPEAの取決め**

WIPO国際事務局とトルコ特許商標庁（Turkpatent）間のPCTに基づく国際調査及び国際予備審査機関としての機能に関する取決めが2017年3月8日に発効され、英語及び仏語のPDF形式でそれぞれ公表されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_tr.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_tr.pdf

“PCT300万件”のウェブページ

WIPO事務局長フランシス・ガリとフラウンホーファー研究機構による会見のビデオへのリンクを含む、PCT出願300万件目の節目を記念するウェブページが、10の公開言語全てでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/3million/>

品質レポート

PCT国際調査及び予備審査ガイドラインのパラグラフ21.26及び21.27に従って、国際調査及び予備審査機関は国際機関としての業務を遂行する上での品質管理に関する年次報告書を作成します。2016年の報告書の一式を以下のリンク先からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html>

偽の手数料の支払い請求：詐欺行為を行う者に対する法的措置

詐欺行為を行う者に対する法的措置の成功例に関する情報が、英語に加え、仏語、独語、スペイン語、日本語及びロシア語でそれぞれ以下のリンク先からご利用いただけるようになりました。

<http://www.wipo.int/pct/fr/warning/judgments/successes.html>

<http://www.wipo.int/pct/de/warning/judgments/successes.html>

<http://www.wipo.int/pct/es/warning/judgments/successes.html>

<http://www.wipo.int/pct/ja/warning/judgments/successes.html>

<http://www.wipo.int/pct/ru/warning/judgments/successes.html>

会合文書

PCT作業部会

2017年5月8日から12日までジュネーブで開催される第10回PCT作業部会のために作成された作業文書を以下のリンク先からご覧頂けます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=42289

PCT技術協力委員会

2017年5月8日から12日までジュネーブで開催される第30回PCT技術協力委員会（CTC）のために作成された作業文書を以下のリンク先からご覧頂けます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=42647

実務アドバイス

国際出願に関する通知の送付のための E メールアドレスの事後的な提供

Q: 当方のクライアントを代理して PCT 出願を提出する際には、国際事務局及び PCT に基づく他の官庁/機関へ E メールによる通知の送付の許可をするために、通常当方の E メールアドレスを提供し、該当するチェックボックスをチェックしています。当事務所はできる限りペーパーレスな業務環境を望んでおり、また郵送での遅延による支障を回避したい意向です。

当方は最近、代理人として一連の PCT 出願を引き継ぎ、必要な委任状を提出しました。しかしながら、それらの国際出願に関する国際事務局からの通知を書面形式でのみ受け取っていることに気が付きました。当方が新しい代理人である出願についても E メールで通知を受け取れるよう送付手段を変更する方法はあるのでしょうか。

A: PCT 規則 92 の 2 に基づく代理人、共通の代表者又は通知のためのあて名の変更の記録要請を提出する場合、国際事務局（IB）又は他の官庁/機関が提供された E メールアドレスへ E メールによる通知を送付することが許可されているかどうか明確にすること、また通知を事前の写しとしてのみ E メールで送付し、その後正式な書面を送付してもらうのか、若しくは電子形式のみでの送付を希望するののかも明確にすることが重要です。上述の許可をしない場合、デフォルトの設定が適用されます。すなわち、書面形式のみで通知を受け取ることになり、提供されたいずれの E メールアドレスも、非公式な通信にのみ使用され、特定の出願に関する通知の送付には使用されません。

当該状況を是正するためには、電子形式でのみ全ての通知を送付するためのものとして、提供された E メールアドレスが記録されるよう、PCT 規則 92 の 2 に基づく新しい要請を提出することができます。そのような要請を行うための特別な様式はありませんので、書簡でその旨を述べるだけで結構です。あるいは、PCT 規則 92 の 2 に基づく要請を提出するのに ePCT のオンライン“アクション”機能を利用する場合、上述の変更の要請はクリック数回のみで済み、標準化された自動の様式が即時に IB へ提出されます。さらに、IB によるデータの再入力が必要ないため、特に E メールアドレスの転記エラーを防ぐことができます。

現在のところ、IB と少数の官庁のみが E メールによる通知の送付を行っていることにご留意ください。E メールによる通知の送付を行っている官庁の詳細は、*PCT 出願人の手引*の附属書 B に掲載されております。

以下もまた重要な点です：

- E メールによる通知のみを要請する場合、E メールアドレスの詳細を最新のものとして、

Eメールの受信がブロックされる状態を回避するのは、いかなる理由があろうとも貴殿の責任となります。

- 出願人を対象とした通知は、書面であろうと電子形式であろうと、常に一つのアドレスへ送付されます。出願人と代理人の両方に関して E メールアドレスが提供されている場合、IB は選任された代理人のみに E メールで通知します (PCT 実施細則第 108 号)。
- 特定の国際出願の手続きに関係しない非公式の質問に関して、IB へ E メールを送付することも可能です。これまで、少数の官庁のみが PCT 規則 92.4(h)に従って E メールにより書類の提出を受理することを IB へ通知しています。IB との電子通信に関しては、PDF ドキュメントのアップロードか、又は多くの ePCT オンライン “アクション” 機能のいずれかによる、ePCT システムのご利用をお勧めいたします。当該 “アクション” 機能では、PCT 規則 92 の 2 に基づく要請を含む、様々な状況で必要とされる貴殿の出願に関する直接の手続きを許可しております。ePCT システムご利用についての詳細は、以下のリンク先から、*PCT Newsletter* 2016 年 1 月号の “実務アドバイス” 欄をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical_advice/pa_012016.html

E メールアドレスの表示に関する詳細は、*PCT 出願人の手引*、国際段階の 5.029、5.050、8.017、8.021、10.018A 及び 10.021A 項をご参照ください。また複数の出願の E メールアドレスの記録に関しては、*PCT Newsletter* 2010 年 7–8 月号の “実務アドバイス” 欄をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical_advice/pa_072010.html

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 –

2017年4月号 | No. 4/2017

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

WIPO 日本事務所主催の **PCT セミナー** が以下の日程で開催されます。事前のお申し込みは必要ですが**無料**ですので是非ご参加ください。

日時：2017年5月15日（月）14:55～16:40（受付 14:30～）

場所：六本木ヒルズ森タワー49階 カンファレンスルーム 1+2

申込：<https://wipo-jp.seminar-event.info/event/detail.html?id=13>

国際出願の電子出願及び手続

モロッコ工業所有権庁による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

モロッコ工業所有権庁は、受理官庁の資格において、2017年5月1日から、PCT規則89の2.1(d)に基づき、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始することを国際事務局（IB）に通知しました。

当該官庁はePCTポータルでのePCT-Filing（ePCT 出願）機能を利用した国際出願を受入れます。適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表I(a)に表示されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知が公示（PCT公報）に掲載されました。以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

（PCT 出願人の手引、附属書 C（MA）が更新されました。）

カナダ知的所有権庁：PCT実施細則第703号(f) に基づく不適合通知の取下げ

カナダ知的所有権庁は2015年2月2日からePCT出願の受理を開始した旨の公表に加えて、2017年3月24日から、実施細則第703号(f)（出願要件及び送達手段の基本的な共通標準に関する）に基づく不適合通知の取下げを行う旨をIBへ通知しました。

ePCT 最新情報

ePCT ユーザーインターフェースの新たな外観や印象（new look and feel）がこの度、製品版として導入され、以下のリンク先からご利用いただけるようになりました。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

“旧バージョン”は平行してご利用いただけ、新しいePCTのサインイン画面にある“旧バージョンへのアクセス”からお使いいただけます。これは、移行期間中にユーザに新しいデザインに慣れ親しんでもらうためのものですが、ご利用いただける期間はまだ未定です。

改善されたユーザインターフェースに加え、高度な認証設定を利用してePCTへサインインするために、電子証明書と比べより効率的な代替手段として追加のオプションがご利用いただけるようになりました。ePCTへサインインする際、ユーザネームとパスワードの入力に加え、ユーザは携帯デバイスにインストールされた標準のアプリケーション(Google認証システムなど)又は携帯へのテキストメッセージ(SMS)を要請するいずれかの方法で生成されるワンタイムパスワードを利用してセッション(これまでの“プライベートサービス”)を認証できるようになりました。電子証明書は今後しばらくの間ePCTの高度な認証設定のオプションとして平行して引き続きご利用いただけます。WIPOアカウントのこれらの追加の認証方法の設定に関する簡単な説明が新しいサポートページ(SUPPORT)に掲載されております。以下のリンク先をご参照ください。

<https://pct.eservices.wipo.int>

今後は“プライベートサービス”や“パブリックサービス”の区別がないePCTへの独自のサインイン手続となります。新しいデザインにおいては、“高度な認証”(ユーザネームとパスワード、及びワンタイムパスワード又は電子証明書)設定を利用してサインインするか、又は高度な認証なし(ユーザネームとパスワードのみ)でサインインするかのいずれかになります。新しい認証方法では、高度な認証設定でのサインインがより一層簡単になり、オンライン“アクション”機能や新規国際出願の提出などePCT機能の最大限の恩恵を受けることが可能になります。

高度な認証設定でサインインするかしないかにかかわらず、デフォルトの最初に表示されるページは“ワークベンチ(WORKBENCH)”になり、本ページではユーザがアクセス権のある国際出願が列挙されます。新しいインターフェースは既存のPCT出願へのアクセス権には何の影響もなく、それらのアクセス権は引き続き有効であることにご留意ください。これまでePCT上で国際出願へのアクセスがなかったユーザは、ワークベンチのページにおいて、アクセスの請求方法を説明する簡単なガイドをご覧ください。

ePCTのサポート資料とよくあるご質問(FAQ)は上述の新しいサポートページにてご利用いただけます。

国際事務局は新しいインターフェースのいかなる点に関するご意見もEメールで受け付けております。好ましくは表題に“ePCT Redesign”と記載し以下のEメールアドレスへお送りください。

pct.eservices@wipo.int

PCT 最新情報

AU：オーストラリア（手数料）

DO：ドミニカ共和国（手数料）

EP：欧州特許庁（手数料）

IL：イスラエル（Eメールによる通知）

IN：インド（写しの部数、手数料）

IT：イタリア（Eメールアドレス）

MA：モロッコ（官庁の名称、電話とファックス番号、Eメール及びインターネットアドレス、保護の種類、国際公開後の仮保護、要求する写しの部数、代理人に関する要件、手数料、微生

物及びその他の生物材料の寄託機関に関する特別の規定、電子出願)

RU：ロシア連邦（電話番号）

SV：エルサルバドル（官庁の名称、電話とファックス番号、Eメールアドレス）

TH：タイ（管轄国際調査及び予備審査機関）

ZA：南アフリカ（電話とファックス番号、手数料、国内段階移行の特別な要件）

調査手数料（連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）、インド特許庁、国立工業所有権機関（ブラジル））

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアントソフトウェア新しいバージョンのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョン（2017年4月1日付け version 3.51.077.253）が次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

この新しいバージョンの詳細は上記ウェブサイトでご覧いただけます。

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT規則の改正

PCT Newsletter 2017年3月号に掲載された情報に加えて、2017年7月1日に発効するPCT規則の全文が、独語、イタリア語及びポルトガル語（ページの右側にて言語の選択が可能）でもそれぞれご利用いただけるようになりました。

<http://www.wipo.int/pct/de/texts/index.html>

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/it/texts/pdf/pct_reg2017.pdf

<http://www.wipo.int/pct/pt/texts/index.html>

セミナー資料

2016年7月1日に発効したPCT規則改正と2017年7月1日に発効する規則改正を反映した、PCT手続のあらゆる面をカバーするセミナー資料について、英語、仏語、独語、日本語及びスペイン語に加えて、中国語でも更新されました。下記のリンク先にて掲載されております。

http://www.wipo.int/pct/zh/seminar/basic_1/document.pdf

PCT規則の履歴

PCT 規則の履歴は、最後に更新された2015年7月以降の修正を含むように、2016年7月1日付けで更新されました。本資料はPCT規則の採択以降の全ての変更について、条文毎に年代順にまとめられており、次のリンク先からご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regulations_history.pdf

願書及び国際予備審査請求書の様式（韓国語）

願書（PCT/RO/101）及び国際予備審査請求書（PCT/IPEA/401）様式の韓国語版がそれぞれ2015年7月1日及び2016年7月1日付けで修正されております。それぞれ以下のリンク先からご利用いただけます。

http://www.pct/ko/forms/request/ed_request.pdf

http://www.wipo.int/pct/ko/forms/demand/ed_demand.pdf

偽の手数料の支払い請求：詐欺行為を行う者に対する法的措置

詐欺行為を行う者に対する法的措置の成功例に関する情報が、英語、仏語、独語、スペイン語、日本語及びロシア語に加えて、韓国語、中国語及びポルトガル語でそれぞれ以下のリンク先からご利用いただけるようになりました。

<http://www.wipo.int/pct/ko/warning/judgments/successes.html>

<http://www.wipo.int/pct/zh/warning/judgments/successes.html>

<http://www.wipo.int/pct/pt/warning/judgments/successes.html>

PCTに関する記事

WIPO マガジン（2017年第1号）から“WIPOのPCT 300万件目の国際出願の公開”の記事へのリンク先が、以下のPCT ウェブサイトの“PCTに関する記事”へ追加されました。

http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html

WIPO Pearl 最新情報：インターフェース言語及びデータベースの拡充

WIPO Pearl はWIPO の多言語の専門用語ポータルであり、PCT の全10 公開言語における、PCT 出願や国内特許文献から取得された豊富な科学技術専門用語や主要なPCTの法律用語へのアクセスを無料で提供しています。これらの公開言語間の正確かつ一貫性のある用語の使用を促進し、科学技術知識の検索及び共有を簡単にしています。

WIPO Pearlへ以下の改善がなされましたのでご紹介いたします。

新しい言語インターフェース

WIPO Pearl のインターフェースが、中国語、英語、仏語、日本語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語に加えて、独語及び韓国語でもご利用いただけるようになりました。ユーザは画面右上でご希望の言語を選択可能です。アラビア語版も追加される予定です。

専門用語データベースの拡充

専門用語データベースに、6,000件の新しい用語と500件の新しい概念関連性が追加されました。データベースにはWIPOのPCTの言語専門家によって全て検証された133,000件以上の特許用語及び18,000件以上の特許概念が現在収録されています。13,000件（又は70%）の概念がデータベース上で他の概念と関連付けられ、コンセプトマップ検索でこのような関連性を調べることができます。

新しい統合されたキーワード検索

コンセプトマップ検索の機能であるコンセプトパス検索では、ユーザが二つの概念を結ぶ経路（パス）を見つけ、その経路上にある関連する概念を全て確認することができます。今回の更新で追加されたコンセプトパス検索の強化版では、コンセプトパス（経路）上で発見される全ての又は幾つかの用語が、必要に応じて同義語も、PATENTSCOPE へ直接送付され、統合されたキーワード検索において利用されます。これにより、的確に対象を絞った方法で文献を取得することができます。

大学との共同研究により得られた新しい用語

今回の更新では、米国イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校の学生により提供され、WIPOでの検証を経て収録された、遠隔医療分野での60の用語の多言語での対訳データを含みます。

このような専門用語の共同研究への参加に関心をお持ちの大学がございましたら、E メール (wipopearl@wipo.int) にてWIPO までご連絡ください。

PCT 専門用語に関する記事の掲載

WIPO Pearl の PCT 用語データベースの方法論、デザインや構造についてより学ぶことに関心のある方は、PCT の職員により草稿された記事がジャーナル“Terminology” (22:2 John Benjamins 出版社)に掲載されましたのでお知らせいたします。表題は“PCT Termbase of the World Intellectual Property Organization: Designing a database for multilingual patent terminology”で、以下のリンク先から記事へアクセスすることができます。

<https://goo.gl/X1J07C>

WIPO Pearl は以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/reference/en/wipopearl/>

USPTO による注意喚起

米国特許商標庁 (USPTO) は、紙形式での手数料の支払いとその許可についての預金口座の取引業務におけるセキュリティの強化に関する注意喚起を発出しました。2017年3月15日から、郵便、ファックス送信、又はEFS-Webで出願されるPDF書類、TEAS、又は他の窓口で提出される書類に記載されている預金口座への全ての請求は、手数料支払人の許可のある者としてUSPTOの財務管理システムに記載されている者により署名される必要があります。財務管理システムで預金口座の手数料支払人として記載されている以外の者により署名された許可の書類は受理されず、手数料は支払われたとは見なされません。詳細は以下のリンク先から、2017年2月14日に掲載されたUSPTOの公示の通知をご覧ください。

https://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/og/2017/week07/TOC.htm?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term=#ref9

実務アドバイス

PCT 出願において慎重に要約を起草することの重要性

Q: 国際調査報告を受け取ったところ、当方が起草した要約を国際調査機関が修正し、また要約に添えるために選んでいた図面とは別の図面が選択されていました。今後、当方の要約、又は図面の選択の変更を回避するにはどうしたら良いでしょうか？

A: 国際調査機関（ISA）が国際調査を実施する際、貴殿が提出した要約が要約の起草に関する PCT の規定に準拠しているかどうか確認します。国際調査報告が当該要約が修正されたことを示すものであれば、ISA は提出された要約が以下に記載する関連する規定に準拠していなかったと見なしたことになります。PCT の手続において、要約の内容を決定し、要約が含まれていない場合に作成することは ISA の特別な権限です（PCT 規則 38 及び 44.2）。

PCT 出願における要約の目的は、明細書、請求の範囲及び図面（あれば）に含まれている開示の概要を提供し、発明の属する技術分野を表示することです（PCT 第 3 条(3)及び PCT 規則 8）。要約は“技術的課題、発明による技術的課題の解決方法の要点及び発明の主な用途を明瞭に理解する”ことができるように起草されるべきです（PCT 規則 8.1(a)(i)）。ただし、要約は求められている保護の範囲を解釈すべきものではないことにご留意ください（PCT 第 3 条（3））。

要約は、“当該技術分野における調査のための選別手段として、特に、当該国際出願自体を調べる必要性の有無を判断する上で科学者、技術者又は研究者に役立つよう、効率的に利用することができるように”起草される必要があります（PCT 規則 8.3）。要約の起草が上記の目的に見合うかどうかは当然ながら、関連する主題や、技術分野、使用される言語により、また特定の個別のケースによっても異なる場合があります。

ISA が貴殿が提出していた要約を修正した場合、国際調査報告が郵送で発送された日から一ヶ月以内に当該機関に、意見及び／又はさらなる修正を提案することができます。ISA は提案や意見を考慮すべきですが、それに応じたり、要約をさらに修正する義務はありません（PCT 規則 38.3）。さらに、PCT 規則 91.1(g)(ii)は要約にある誤記は訂正できないことを規定しているため、明白な誤記の訂正を請求することにより要約へのさらなる変更を求めることはできません。

貴殿の意見を受けてなお ISA により要約がさらに修正されない場合は、国際予備審査請求書を提出することで、国際段階で追加の修正を提出することができます。しかしながら、PCT 第 34 条に基づく要約の修正は、公開された出願には反映されない点にご注意ください。

それ故、国際調査報告作成の遅延、また国際事務局による再翻訳や国際出願の再公開につながりかねない ISA による要約の修正を回避するためにも、出願時に提出する要約は慎重に起草することが重要です。国際公開における要約の品質は、効果的な先行技術調査を可能にするため重要であり、適切な要約はまた、特に関連する発明の優れた“広告”を提供することにもなり出願人の利益でもあります。

要約の長さと内容

要約は表現することができる限りにおいて簡潔なものとするのが重要です。PCT 規則 8.1(b)は英語に翻訳した場合の語数に関して規定しており（“英語の場合又は英語に翻訳した場合に 50 語以上 150 語以内であることが望ましい”）、特定の長さを奨励しています。IB は国際公開のための英語の翻訳文及び、原文が仏語でない場合は、仏語の翻訳文も作成します。

公開される出願の言語が英語でない場合は、推奨される長さの範囲が現在の規定においてはガイドラインでしかない点を考慮すると、要約の長さが要件に従っているかどうかを見極めるのは難しい場合があります。また、要約の語数は必ずしも品質の指標であるとは限らないことが一般的に認識されているため、特定の発明に関しては、より長い記述はやむを得ないかもしれません。しかしながら、推奨される語数を大幅に超えるのは避けることが重要です。

一般的に、“本開示は～に関する”、“本開示により定義される発明”及び“本発明は～に関するものである”などのニュアンスの表現は使用されるべきではありません。

要約に記載されている主要な技術的特徴であって国際出願の図面に示されているもののそれぞれには、括弧付きの引用符号を付すべきです（PCT 規則 8.1(d)）。

要約に添える図

原則として、一の図のみを選ぶべきであることを念頭に置き、要約に添えるため発明の特徴を一層良く表している図を選ぶべきです。貴殿がいずれの図も示さない場合、又は ISA が貴殿の示した図以外の図が発明の特徴を一層良く表していると認める場合には、当該機関は要約に添えるべき図を国際調査報告にて特定します。

図に関してはより一般的に、PCT 規則 11.10 から 11.13 に規定される様式上の要件に従うべきです。準拠しているかどうかは“国際公開が適度に均一なものであるために必要な程度にまで満たされているかいないかのみ”（PCT 規則 26.3(a)）国際段階で点検されます。出願人が方式上の要件を満たしていない場合には、国際段階では準拠することを“強制”はされないかもしれませんが、指定官庁は国内段階で訂正を求める場合があります、これはより面倒な手続となることがあることにご留意ください。

図面には通常、理解のために不可欠な単語又は語句を除き、文言を記載してはならず（PCT 規則 11.11）、いずれの文も（出願の原語又は翻訳文共に）公開される出願の表紙に収まる大きさに縮小されてもなお判読可能である必要があります。さらに、国内段階移行時に文言を翻訳する必要のある場合があります、結果として追加の諸経費が生じることがあるため、一般的に引用符号のみを含むことが望ましいです。

要約に関する詳細は *PCT 出願人の手引*、国際段階の 5.164 から 5.174 項、及び *PCT Newsletter* 2001 年 8 月号と 2013 年 3 月号の“実務アドバイス”をご覧ください。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2017年5月号 | No. 5/2017

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT作業部会

第10回PCT作業部会が2017年5月8日から12日までジュネーブで開催されました。

合意されたPCT規則の修正

本作業部会は2017年10月のPCT同盟総会での採択のために、以下のPCT規則の改正提案をPCT同盟総会に提出することに合意しました。

- 国際事務局（IB）へ支払う手数料の90%減額を受ける出願人の適格性の基準を明確化するための、手数料表項目5への条件の追加、及び総会が採択すべき了解事項。当該減額は、願書に記載された出願人が、出願の唯一のかつ真の所有者であり、手数料減額の適格性をもたない他の第三者へ、発明に関する権利の移譲、付与、譲渡及びライセンスをする義務がない者である場合にのみ適用することを意図したものです。特に、一企業の利益のために提出される出願に関して、当該企業の管理職や職員が減額を求めることは許可されません（PCT/WG/10/8及びPCT/WG/10/24(パラグラフ35)参照）。
- 2017年7月1日に発効する、受理官庁による先の出願の調査及び/又は分類結果の送付義務に関する規定における参照先の必然的な修正及び訂正（PCT/WG/10/5参照）。

電子サービス

本作業部会は、電子サービスの進捗に関する以下の文書に留意しました。

- 2017年3月の新たな“look and feel”の導入を受けた、ePCTの開発優先事項を示す文書（PCT/WG/10/21参照）。
- IBを介して調査用写しを電子的に送信するeSearchCopyサービス（欧州特許庁（EPO）で“PCTペーパーレス”として知られる）の実施に関するIB及びEPOからの報告。本サービスは順調に進展していますが、それぞれの官庁間の運用変更の試験に伴う作業のため、完了までにはある程度の時間が必要となります（PCT/WG/10/13及び22参照）。

PCT手数料

本作業部会は、IBへ支払う手数料の90%減額を受ける出願人の適格性を明確化するために、手数料表の修正をPCT同盟総会へ提出することに合意しました（上記参照）が、それに加えて、手数料の減額を途上国の大学から提出される出願へ拡大適用する提案についても議論し、2013年の第7回作業部会で提示された“Estimating a PCT Fee Elasticity”（PCT手数料の弾力性の予測）に関する研究へのさらなる補足を提供しました（PCT/WG/10/2及び18参照）。本作業部会はまた、2015年7月1日に発効した、IBへ支払う特定の手数料の減額のための修正された適格性基準の実施に関する進捗報告にも留意しました（PCT/WG/10/20参照）。本作業部会はIBが手数料減額の

利用に関する最新情報を次回会合のため提供すること、また大学による発明や特許活動を奨励する手数料減額やその他のインセンティブに関するワークショップを開催すべきことに合意しました（PCT/WG/10/24（パラグラフ22から39）参照）。

本作業部会は、為替変動による手数料収入の損失を防ぎ、受理官庁及び国際調査機関（ISA）のコストと労力を縮小するための、PCT手数料の取引のための“ネッティング制度”の導入可能性についてIBによる進捗報告に留意しました（PCT/WG/10/6参照）。また当該プロセスが、ePCT利用でのe-Filing（電子出願）や、IB以外の官庁へ支払いが必要なその他のサービスのための電子支払いを導入する作業を支援することも期待されます。IBは2017年の第3四半期から、調査手数料及び国際出願手数料のネッティングの試行プログラムを幾つかの受理官庁及びISAと開始予定です（PCT/WG/10/24（パラグラフ21）参照）。

審査官の研修

本作業部会は、2016年に実施された実質的な特許についての研修活動、すなわちドナー官庁（他の官庁へ研修を提供する又は他の機関が開催した研修活動へ貢献する）としての活動及び受益官庁（他の官庁又は機関から研修を受ける）としての活動に関する調査結果を議論しました。この種の最初の調査は2013年から2015年の研修活動を対象に行われ、2016年の作業部会で提示されました。そして、それぞれの官庁により実施された又は受けた研修活動に関して、各官庁はIBへ毎年報告すべきことが同作業部会で合意されました（PCT/WG/10/7参照）。本作業部会はまた、コンピテンシー（職務遂行能力）フレームワーク及び学習管理システムの開発により受益及びドナー官庁間における実体審査官のための研修の調整作業を改善するため、IBにより提案された今後の作業予定の概要を示した文書にも留意しました（PCT/WG/10/9参照）。

公開されたPCT出願の内容

本作業部会は、英語以外の言語での国際出願の出願時に、出願人が英語での発明の名称を提案できるオプションを提供するための提案を発展させるために、IB及びその他の関心のある官庁と協力して作業を行うよう韓国知的所有権庁に要請しました（PCT/WG/10/17及びPCT/WG/10/24（パラグラフ53）参照）。

本作業部会は、国内分類記号の効率的な提供のための適切な技術的基準に関して官庁及びユーザグループと協議すること、また特に共通特許分類（CPC）を使用していない官庁に対して、国際特許分類（IPC）記号に加えてCPC記号を国際公開公報のフロントページに記載する利点に関するさらなる情報を提供することをIBに要請しました（PCT/WG/10/4及びPCT/WG/10/24（パラグラフ62及び63）参照）。

要約書の質や長さに関する事項について、特に指定官庁、出願人の代理人及び特許情報のユーザからの意見を求めたIBによる協議の結果を受けて、本作業部会は、PCT出願人の手引及び国際調査及び予備審査ガイドラインへの可能な修正の起草を支援するために、要約書の起草に関するさらなる意見を求めるようIBに要請しました（PCT/WG/10/23及びPCT/WG/10/24（パラグラフ58）参照）。

本作業部会はXMLを使用したヌクレオチド又はアミノ酸の配列表のWIPO標準ST.26の修正及びWIPO標準ST.25からST.26への移行規定に関する勧告についての報告に留意しました。当該勧告は、2017年5月29日から6月2日に開催予定の第5回WIPO標準委員会での承認のため提出されます（PCT/WG/10/15参照）。

その他の議題

本作業部会は、国際出願の要素又は部分の引用による補充及び誤って提出された要素又は部分の削除の事項に特化したワークショップを、望ましくは2018年の第11回作業部会の期間中に開催することをIBIに要請しました（PCT/WG/10/10及びPCT/WG/10/24（パラグラフ93）参照）。

本作業部会は、国際調査及び予備審査機関としての選定を求める官庁又は機関のための修正された申請様式案について、現時点で本案をPCT同盟総会へ提出すべきかどうか決定するため、回章を通して意見を求めるようIBIに求めました（PCT/WG/10/16及びPCT/WG/10/24（パラグラフ85）参照）。

本作業部会は以下の報告にも留意しました：

- 第24回PCT国際機関会合（PCT/WG/10/3及びPCT Newsletter 2017年2月号参照）。
- PCTに基づく技術支援の調整（PCT/WG/10/19参照）。
- 五大特許庁（IP5）間での協働調査及び審査の試行プロジェクト第3フェーズを開始するための準備作業（PCT/WG/10/11参照）。
- 2017年4月1日からEPOが提供する新しいサービス（当該サービスでは、発明の単一性を欠いている場合、EPOは当該発明に関する国際調査報告の作成期間中に、請求の範囲に記載されている最初の発明の特許性に関する暫定的な見解を出願人へ提供します）（PCT/WG/10/14参照）。
- PCT最小限資料タスクフォースの2017年及び2018年における今後の活動の方法論及び作業予定（PCT/WG/10/12参照）。

要約及び作業文書

議長による要約（PCT/WG/10/24）は、下記のWIPOウェブサイトの作業文書と同じページからご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/10

本作業部会の報告書案も追って上記サイトにて掲載されます。

PCT 技術協力委員会

第30回PCT技術協力委員会が、第10回PCT作業部会と同じ期間の2017年5月8日から12日までジュネーブで開催されました。本委員会はフィリピン知的所有権庁（IPOPPL）をPCTにおける国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）として選定するための申請に関して議論しました。

本委員会は、任期が2017年12月31日に満了する、22の全てのISA/IPEAの任期の延長の申請についても議論しました。本委員会はISA/IPEAとしてのIPOPPLの選定及び既存の全てのISA/IPEAの任期の延長をPCT同盟総会へ勧告することに合意しました。本委員会はまた各官庁又は機関が2018年1月1日から発効するISA/IPEAとしての機能に関する国際事務局との個別の取決めを作成するための基本として使用されるモデル取決め案を承認しました。

詳細に関しては、以下のリンク先にて議長による要約をご覧ください。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/ctc/30

国際出願の電子出願及び手続

ジョージア国家知的所有権センター（SAKPATENTI）による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

ジョージア国家知的所有権センター（SAKPATENTI）は、受理官庁の資格において、2017年6月1日から、PCT規則89の2.1(d)に基づき、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始することを国際事務局（IB）に通知しました。

当該官庁はePCTを利用した国際出願を受入れます。適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表I(a)に表示されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知がまもなく公示（PCT公報）に掲載されます。以下のリンク先からご覧ください。

SAKPATENTIの受入れにより、ePCT-Filingを受入れる受理官庁は46¹になりました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

（PCT出願人の手引、附属書C（GE）が更新されました。）

PCT公開スケジュールの変更

2017年5月26日の公開

2017年5月25日（木）はWIPOの閉庁日に当たるため、通常その日に公開されるPCT出願（公示（PCT公報）も同様）は2017年5月26日（金）に公開されます。しかし、PCT出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は2017年5月9日（火）の24時（中央ヨーロッパ時間（CET））までに国際事務局（IB）に受理される必要があります。

PCT 最新情報

BR：ブラジル（Eメールアドレス、国内段階移行の特別な要件）

CA：カナダ（国内段階移行の特別な要件、手数料）

ES：スペイン（国の安全に関する規定、保護の種類、国内段階移行の特別な要件、手数料）

GE：ジョージア（電子出願、手数料）

KH：カンボジア（国内段階移行の要件の概要）

OM：オマーン（Eメールアドレス）

調査手数料（連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）、インド特許庁、イスラエル特許庁）

予備審査手数料及び国際予備審査に関するその他の手数料（スペイン特許商標庁）

WIPO本部での上級者向けPCTセミナー

上級者向けPCTセミナーが2017年9月25、26日にジュネーブのWIPO本部にて開催されます。当該セミナーは出願、調査及び審査、ePCTに加え、最近の及び今後のPCTの進展に関するセッション

¹ ePCT-Filing は現在、次の受理官庁に対して利用可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/AZ, RO/BG, RO/BN, RO/BR, RO/CL, RO/CO, RO/CU, RO/CZ, RO/DK, RO/DO, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, (2017年6月1日から:RO/GE), RO/HU, RO/ID, RO/IN, RO/IR, RO/IS, RO/LV, RO/MA, RO/MX, RO/MY, RO/NO, RO/NZ, RO/OM, RO/PA, RO/PH, RO/PL, RO/PT, RO/QA, RO/RU, RO/SA, RO/SE, RO/SG, RO/SK, RO/TR 及び RO/ZA。ePCT は次の受理官庁に対しオンライン出願のための国際出願の作成に利用可能です：RO/CA, RO/IL 及び RO/US。

ョンを含む予定です。また欧州特許庁 (EPO)、日本国特許庁 (JPO)、韓国知的所有権庁 (KIPO)、中華人民共和国国家知識産権局 (SIPO)、米国特許商標庁 (USPTO) を含む五大特許庁 (IP5) での国内段階手続に関する半日のセッションも予定されています。参加者はPCTオペレーション部門を見学するツアーに参加することもできます。当該セミナーは特許管理者、パラリーガル(事務所員) 及びPCT制度に既に精通しているユーザを対象としており、講演者はWIPOのPCT分野の経験豊富なスタッフ及びEPOとUSPTOから招待される専門家からなります。

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT規則の改正

PCT Newsletter 2017年4月号に掲載された情報に加えて、2017年7月1日に発効するPCT規則の全文が、独語、イタリア語、ポルトガル語及びスペイン語 (ページの右側にて言語の選択が可能) でそれぞれご利用いただけるようになりました。以下のリンク先からご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/de/texts/index.html> (独語)

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/it/texts/pdf/pct_regs2017.pdf (イタリア語)

<http://www.wipo.int/pct/pt/texts/index.html> (ポルトガル語)

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html> (スペイン語)

ePCT ユーザガイド – 第三者情報提供制度

第三者情報提供制度に関する ePCT ユーザガイドバージョン 4.0 (2017年4月) が、下記のリンク先からご利用いただけるようになりました。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_observations.pdf

実務アドバイス

誤植

PCT Newsletter 2017年4月号に掲載された“実務アドバイス”に関連して、PCT 第34条は“請求の範囲、明細書、及び図面”の修正について規定していますが、要約の修正については規定していないことにご留意ください。

特に署名権者ではない者による ePCT を利用した国際出願の提出及び管理

Q: オーストラリアに拠点を置く企業出願人 (オーストラリアに居住で国籍を有する) を代理して国際出願を提出する予定です。当方は当該企業が子会社を持つシンガポールに拠点を置く特許弁理士で、発明者は他の様々な国に居住しており、受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) へ出願する予定であります。当方はオーストラリア特許庁に対し代理人として行動する資格がないため、PCT 規則 83.1 の 2 に従い、RO/IB に対し代理人として出願人のために行動できない可能性があり、当方を“通知のためのあて名”として記載する必要があります。

先月号の PCT Newsletter で公表されたように、ePCT は新しくデザインされ、さらなる機能を提供しています。私どもは発明の新規性に関して疑念があり、国際調査の結果が否定的であれば公開を回避するため出願の取下げを決定する可能性があることも念頭に置いています。ePCT の最善の利用法についてアドバイスいただけますでしょうか？

A: RO/IB は、出願人に RO/IB に対して行動する代理人の選任は求めています。通知のためのあて名はどのような場所でも可能であり、出願人の国籍や居住国に関連づける必要はありません。

せん。PCT 規則 4.4(d)に基づき貴殿が通知のためのあて名として記載されている場合には、全ての通知を受け取るでしょう。そう記載されていない場合には、国際段階での国際出願に関する通知は出願人又は代理人へ送付されます。ただし、代理人とは異なり、出願人を代理して署名をすることができず、国際段階でのいずれの提出書類も出願人による署名が必要となります。

ePCT を利用して出願するには、まだそうされていない場合、最初のステップはユーザネームとパスワードを用いてWIPOのオンラインサービスへサインインするためのWIPOアカウントを作成することです。ただし、新規国際出願の作成と提出を含む、機密データへのアクセスを伴うePCTの機能をご利用いただくためには、WIPOアカウントのために少なくとも一つの高度な認証方法も設定する必要があります。つまり、貴殿のユーザネームとパスワードを用いてePCTへサインインする際、追加の本人確認のステップが貴殿の身元を確かめるために要求されます。従来は、この2つの要素による認証は、インターネットブラウザにインストールされた貴殿のWIPOアカウントへアップロードされた電子証明書又はスマートカードの利用により行われていました。しかし、ePCTが新しいデザインになってからは、電子証明書と比べより効率的な代替手段として、追加の高度な認証方法としてのワンタイムパスワードがご利用いただけるようになりました。簡単な設定プロセスで、貴殿のWIPOアカウントとワンタイムパスワードを生成する携帯デバイスにインストールされたアプリケーション(Google認証システムなど)を同期させることが可能です。またテキストメッセージ(SMS)を介してワンタイムパスワードを受け取るために携帯電話番号を登録することもできます。

それぞれのWIPOアカウントは一人の者、つまりアカウントの所有者のみが使用すべきである点にご留意ください。サインインするための詳細は安全に保管し、共有されるべきではありません。国際出願にアクセスする必要がある他の者はそれぞれ別のアカウントを作成し、それぞれ高度な認証方法を設定すべきです。

2つの要素による高度認証を用いてePCTへサインインする際、デフォルトの開始ページは“ワークベンチ”で、そのページから“新規国際出願”を選択することにより新しい国際出願を作成することができます。書誌データを入力しePCTで書類を添付すると、常に最新の参照データを保有するIBのライブデータベースと照合して即時に確認が行われます。

通常、特許部門又は弁理士事務所の複数の者が、内部の作業分担や担当者の不在の場合に応じて、特定の作業を遂行するために国際出願への完全なアクセス権が必要となります。新しい国際出願を作成する場合、自動的に“eOwner”レベルの出願へのアクセス権が付与されます。つまり、出願前を含め、他のWIPOアカウント所有者へアクセス権を事後的に付与することが可能になります。他の者へアクセス権を付与する場合は、その者が関連する機密データを閲覧し、及び/又は管理する権限があり、またその権限を継続的に有しているということを確実にすることは貴殿の責任であることにご留意ください。

国際出願へのアクセス権は3つのレベル、すなわち完全なアクセス(eOwner)、eEditor及びeViewerのうちの1つになります(詳細はサポート資料をご参照ください)。

貴殿の氏名と住所を入力する際、代理人ではなく、“通知のためのあて名”のオプションを選択すべきです。全ての関連データの入力を完了し、必要な書類を添付した時点で、新規国際出願のドラフト版を保存し、出願人、すなわちオーストラリアの企業出願人の権限ある職員へ完全なアクセス権を付与することができます。それにより出願人は出願データのドラフトを即時に確認し署名をすることが可能です。署名はテキスト文字列(英数字)の署名若しくはイメージ(複写)による署名が添付可能です。権限ある署名権者のフルネームと企業内での立場を記載する必須の欄が署名欄にあります。

上述したように、貴殿がeOwnerであり、通知のためのあて名(代理人とは異なる)としての資格において、ePCTでの出願への完全なアクセス権を有していても、出願に署名をする権限

はありません。出願人（企業出願人の権限ある職員）のみが署名をすることができ、貴殿の氏名は署名欄に記載されるべきではありません。ePCT においては、出願人や権限を付与された代理人の氏名のみが、署名欄に記載されている氏名のドロップダウンリストから選択可能です。

同様に、規則 4.17(iv)に基づく発明者である旨の申立てを ePCT を利用して作成する場合、貴殿は共同発明者へ eEditor としてのアクセス権を付与することができます。そうすることで、彼らが申立てのドラフトにアクセスや署名ができ、異なる国やタイムゾーンに在住している者の署名を取得することが容易になります。出願人や発明者が署名をした後は、彼らのアクセス権を eViewer のみへ引き下げたり、アクセス権そのものを削除するオプションがあります。

貴殿は RO/IB へ国際出願を提出することを予定しているため、“クレジットカード”か“WIPO 当座預金”どちらかの支払方法を記載することで、出願時にオンラインで出願手数料を支払い可能な利点があります。あるいは、出願後に ePCT へサインインして“オンライン支払”のアクション機能（アクション機能に関する詳細は以下をご参照ください）を利用してオンラインで手数料を支払うことも当然可能です。

出願後に、国際調査の結果の受理を注意深く監視し、公開を回避するために出願を取下げかどうかを期限内に決定する判断をすることが重要です。国際公開を回避するためには、出願は通常、実際の公開日の 15 日前になる、公開の技術的な準備の完了前に取下げられなくてはなりません。

ePCT を介して、予定されている公開日（変更の可能性あり）を閲覧したり監視したりすることが可能であり、デフォルトの設定では、公開の技術的な準備の完了の 2 週間前に E メールによる通知によってリマインドされるでしょう。また IB が国際調査報告書や見解書を含む出願に関する新しい書類を処理する度に通知も受けるでしょう。eOwner としての貴殿と eEditor 又は eViewer のアクセス権をもつ者は、ePCT ファイルの書類についてオンラインで協議をすることも可能です。従来の方で ISA から原本を受取る前に、オンラインでの協議が可能な場合もあります。

出願の取下げを決定した場合、ePCT でのオンライン“アクション”機能のご利用を強くお勧めいたします。“アクション”機能の項目が自動的に分類されることで、IB での確認や処理が簡素化されるためです。出願を開くと、“アクション”機能と呼ばれるセクションがご覧いただけます。当該機能は書類のドラフトやアップロードの代替手段として、さまざまなオンライン“アクション”機能での書類の作成や提出を可能にします。IB で保管されている書誌データが、各“アクション”機能を利用する際に自動的に記録されるため、時間を節約しエラーを回避できます。

上述したように、署名に関する要件を満たすため、“国際出願の取下げ”手続のドラフトを保存し、署名ができるようにオーストラリアの出願人の署名権者へ完全なアクセス権を再度付与することができます（以前のアクセス権が削除されていた又は eViewer のみへ引き下げられていた場合）。当該アクションの実施後、提出された書類は IB 保管記録として“書類”欄に表示され、IB の電子処理システムで即時に利用可能になります。国際出願を取下げするための“アクション”手続が、国際公開の技術的な準備の完了前に ePCT を介してオンラインで提出され次第、IB が当該要請を処理するまでの間は国際出願が公開されないという有益な点にご留意ください。重要な比較として、取下げの通知を郵送又はファックスのいずれかで送付する場合、当該通知が受理、スキャン、処理のため保留になっている間に、出願が公開されるリスクがあります。

さらなる詳細、ePCT サポート資料及びよくある質問は、下記の PCT ホームページの“サポート”リンクからご覧いただけます。

<https://pct.wipo.int>

ePCTにおけるアクセス権の付与や管理に関する詳細は、*PCT Newsletter*の以下の号に掲載された“実務アドバイス”をご覧ください。

2016年6月号：ePCTを利用したPCT規則92の2に基づく変更の記録要請：国際出願へのアクセスが停止される場合、及びどのアクセスがどの程度遮断されるのか

2015年11月号：ePCT-Filing（ePCT出願）を利用して国際出願を提出する際の代理人による出願人へのeViewerアクセス権の付与

2012年4月号：代理人の変更がある場合のePCTでのアクセス権の変更

以下の情報の一覧

PCTセミナーカレンダー、PCTウェビナー、PCT手数料表、PCT締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2017年6月号 | No. 6/2017

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT規則改正及びその他のPCT文書及び様式の必然的な修正

2015年10月5日から14日及び2016年10月3日から11日までジュネーブで開催された会合にて、PCT同盟総会は2017年7月1日に発効するPCT規則改正を採択しました。主な変更は以下のとおりです：

1. PCT規則86及び95の改正－指定（又は選択）官庁は、以下の国内段階移行及びその他の関連するデータを、好ましくはその事象の発生から2ヶ月以内に、IBへ送付することが求められます：
 - 国内段階移行日
 - 国内出願番号
 - 国内公開番号及び公開日
 - 特許付与日、並びに付与された特許番号及びその国内公開日

指定官庁による当該情報の提供は、PCT出願の国内段階での状況をPATENTSCOPEの“国内段階”タブから閲覧することを可能にします。当該情報は特許情報のサービス提供者へもバルク形式で利用可能になります。当該改正はPCT第22条及び第39条に規定される行為が2017年7月1日以降に行われる出願に関し、当該日から効力を有します。

2. 新しいPCT規則23の2及びPCT規則12の2及び41の改正－受理官庁（RO）は、原則として、出願人の承諾無しで、国際調査機関（ISA）へ先の出願の調査又は分類結果の詳細を送付することが求められます。しかしながら、当該情報の送付に関して適用する国内法令との不適合を国際事務局（IB）へ（2016年4月14日以前に）通知しているROは、その送付は要求されません¹。また、ROが原則として上述の手続を適用する場合においても、ROがIBへ適切に（2016年4月14日以前に）通知していれば、出願人はPCT出願時に、先の調査結果がISAへ送付されないよう請求することが可能です。当該改正は2017年7月1日以降に提出される全ての国際出願に適用されます。
3. PCT規則45の2.1の改正－補充国際調査請求の期限について、優先日から19ヶ月を優先日から22ヶ月へ延長します。補充調査請求書の提出期限である19ヶ月が、2017年7月1日にまだ満了していない国際出願に関して適用されます。

以下のPCT文書及び様式に必然的な修正がされ、2017年7月1日に発効します：

- PCT実施細則

¹ 次の国の官庁（受理官庁として）が上述の不適合及びその適用範囲をIBへ通知しています：RO/AU、RO/CH、RO/CZ、RO/DE、RO/FI、RO/HU、RO/IL、RO/JP、RO/NO、RO/SE、RO/SG及びRO/US。

- RO、IB、ISA、補充調査機関及び国際予備審査機関に関する特定の様式（特に、様式 PCT/RO/101（願書様式）、PCT/RO/102、PCT/RO/118、PCT/ISA/238、PCT/IB/372、PCT/IB/311、PCT/IB/375、PCT/IB/379、及びPCT/ISA/220、PCT/ISA/233）
- PCT受理官庁ガイドライン（ROGLs）及び
- PCT国際調査及び予備審査ガイドライン（ISPEGLs）

修正に関するさらなる詳細は、以下のリンク先からPCT回章C.PCT1498及びC.PCT1511をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/>

2017年7月1日に発効する修正されたPCT規則、実施細則、ROGLs及びISPEGLsの全文は、それぞれ以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/>

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>

修正された様式は、以下のリンク先の“Forms in force from 1 July 2017”からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/>

国際出願の電子出願及び手続

スイス連邦知的所有権機関による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

スイス連邦知的所有権機関は、受理官庁の資格において、2017年6月19日から電子形式での国際出願の受理及び手続を開始することを、PCT規則89の2.1(d)に基づき国際事務局（IB）に通知しました。

当該官庁はePCTを利用した国際出願を受理します。適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表I(a)に表示されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知が公示（PCT公報）に掲載されました。以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

スイス連邦知的所有権機関の受理開始により、ePCT出願を受理する受理官庁は47になりました²。

（PCT出願人の手引、附属書C（CH）が更新されました。）

7月と8月の合併号

今回の PCT Newsletter は7月と8月の合併号となり8月に発行予定です。今月号と7-8月号が発行されるまでの間に、PCT ユーザにお伝えすべき重要なお知らせがある場合は、PCT 電子メール更新サービスにてご案内します。まだこのサービスを利用されていないようでしたら、下記リンク先にて無料でご利用いただけます。新たに PCT Newsletter が掲載される際や、臨時のお知らせを行う際に PCT ユーザにその旨をご案内いたします。

² ePCT 出願は現在、次の受理官庁に対して利用可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/AZ, RO/BG, RO/BN, RO/BR, (2017年6月19日から：RO/CH)、RO/CL, RO/CO, RO/CU, RO/CZ, RO/DK, RO/DO, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/GE, RO/HU, RO/ID, RO/IN, RO/IR, RO/IS, RO/LV, RO/MA, RO/MX, RO/MY, RO/NO, RO/NZ, RO/OM, RO/PA, RO/PH, RO/PL, RO/PT, RO/QA, RO/RU, RO/SA, RO/SE, RO/SG, RO/SK, RO/TR 及び RO/ZA。ePCT は次の受理官庁に対しオンライン出願のための国際出願の作成に利用可能です：RO/CA, RO/IL 及び RO/US。

https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct_newsletter

7-8月号が発行される前に、PCT セミナーカレンダーやPCT 手数料表に変更がある場合は、それぞれ下記のリンク先にて更新されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>

WIPO のコーポレートコミュニケーションに関する調査

WIPO の内部監査部門 (IOD) は WIPO のコーポレートコミュニケーションに関する調査への参加をご案内しております。本調査の目的は WIPO のコーポレートコミュニケーションサービスや成果物に関する意見をまとめて、さらなる改善が必要な分野を特定することです。以下のリンク先から調査に参加いただけます。

<https://www.surveymonkey.com/r/8KWLJ5>

提供された情報は厳密に機密扱いいたします。本調査は 2017 年 5 月 31 日 (水) から 6 月 18 日 (日) まで実施されます。

WIPO本部での上級者向けPCTセミナー (若干席に余裕あり)

先月号でお知らせしましたように、国際段階及び国内段階の手続、最新及び今後の PCT の進展、ePCT での出願や PCT 出願の管理、また PATENTSCOPE に関する情報についての上級者向け PCT セミナーが 2017 年 9 月 25、26 日にジュネーブの WIPO 本部にて開催されます。当該セミナーは特許管理者、パラリーガル (事務所員) 及び PCT 制度に既に精通しているユーザを対象としており、講演者は WIPO の PCT 分野の経験豊富なスタッフからなります。登録及びセミナーに関する詳細は以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=44004

セミナーへの登録は無料ですが、参加者は50人限定です。また、登録の締切りは2017年9月15日です。セミナーに関する詳細をお知りになりたい場合は、pct.our@wipo.intへ電子メールでお問い合わせください。

PCT 最新情報

AZ : アゼルバイジャン (官庁の名称、電話番号、Eメールアドレス)

CH : スイス (電子出願、手数料)

CR : コスタリカ (電話番号)

EC : エクアドル (手数料)

EP : 欧州特許庁 (手数料)

FI : フィンランド (手数料)

JO : ヨルダン (一般情報、国内段階移行の要件の概要、微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件)

LT : リトアニア (管轄国際調査及び予備審査機関)

MD : モルドバ (手数料)

予備審査手数料及び国際予備審査に関するその他の手数料 (スペイン特許商標庁)

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT実施細則

2017年7月1日に発効する、PCT実施細則の附属書Fの補遺が修正されました。この変更はPCT願書様式（PCT/RO/101）、申立て、国際調査報告（“調査報告”）及び見解書に関するものです。

2017年7月1日から施行される、上述の修正を含む補遺の全文は、PDF形式で英語及び仏語にてそれぞれ以下のリンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai_dtd.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ai_dtd.pdf

偽の手数料の支払い請求

新たな請求書

PCT 出願人や代理人がWIPO 国際事務局（IB）からの通知ではなく、PCT に基づく国際出願の手続きに関係のない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。そしてこの度、“ITMORG - International Trademark Monitoring Organization” からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCT ユーザがWIPO に通報した他の多くの例と共に下記リンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

PCT出願人及び代理人は、優先日から18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのはIBのみであることにご留意ください（PCT 第21条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果はPCT 第29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、まだそうなされていない場合には、組織内の手数料支払い担当者や、このような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX番号： +41 22 338 83 39

電子メール： pct.legal@wipo.int

WIPO は、PCT 出願人、代理人又は発明者（PCT ユーザ）の皆様にも、政府又は消費者保護協会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や“政府機関又は苦情を受け付ける消費者保護協会”の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

実務アドバイス

複数の出願についての PCT 規則 92 の 2 に基づく代理人の変更の記録：PCT 出願の一覧と関連する委任状を提出することと、包括委任状を提出することとの違い

Q: 当方は特許代理人であり、企業出願人により他の代理人から一連の PCT 出願を引き継ぐよう依頼されました。幾つかの出願は、当面の間は現在の代理人の下に残りますが、特定の他の既存の出願及び全ての今後の新規出願は当方が代理人となる予定です。出願人は通常、ある特定の受理官庁へ出願しています。代理人の変更及び委任状の提出に関する作業を進める上で最善の方法を教えてくださいませんか？

A: 貴殿は PCT 規則 92 の 2 に基づく変更を記録するよう国際事務局 (IB) に要請すべきです。そうすることで貴殿が引き継ぐそれぞれの既存の出願の新しい代理人として記録されます。そのような変更の要請には、出願人により署名された委任状が添付されるべきです。

関連する各出願に関し個別の変更要請を提出し、対応する委任状を提供することのより便利な代替手段として、出願のうちの一つのみに単独の要請を提出することができます。その際、同様の変更を行う他の出願番号の一覧を添付してください。今後の出願に関して同じ受理官庁に対し引き続き同じ出願人を代理するということを念頭に置いた場合、関連するそれぞれの特定の出願について委任状を提出するよりも、むしろ企業出願人の署名権者により署名された包括委任状の提出を考慮してもよいでしょう。

PCT 国際段階において、“包括委任状”は、“出願人がすることができるいかなる国際出願についても、出願人を代理する代理人を選任する別個の委任状”として PCT 規則 90.5 に規定されています。PCT における特別な点は、委任状の提出要件の放棄が適用されず出願人の署名が要求される場合において、包括委任状の原本を受理官庁に寄託する必要がある、当該委任状の写しが国際段階における関連する通信に添付されることです。

IB は通常、PCT 規則 90.4(d)及び 90.5(b)に基づき、別個の委任状又は包括委任状の写しを提出する要件を放棄していますが、PCT 実施細則の第 433(b)号に従い、別個の委任状及び/又は包括委任状の写しが提出されるべき特別の事例を規定しています (PCT 規則 90 の 2.1 から 90 の 2.4 に規定する取下げの通知が提出される場合以外)。つまり、“出願時の願書に記載されていなかった代理人又は共通の代表者を選任する際、又はそれらの者により提出されるいずれの書類にも”、委任状を提出すべきであると IB は規定しています。

IB のように、多くの官庁は、受理官庁、国際調査機関、補充調査機関及び/又は国際予備審査機関としての資格において、委任状の提出要件の放棄及び例外に関する通知をしていることにご留意ください。関連する表は、以下の PCT ホームページでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/waivers.html>

包括委任状の提出を選択する場合、対象となる出願が提出された（そしておそらく今後、貴殿が出願を提出するであろう）受理官庁へ原本を寄託すべきです。例えば、IB へ代理人の変更の記録要請又は取下げの通知を提出する場合のように委任状が要求される度に写しを作成する必要があるため、判読可能な写しを保有すべきことにご注意ください。そうすることで上述のケースの度に出願人の署名を取得する必要はなくなります。

包括委任状を含む、委任状を作成する際の定型書式は、以下の PCT ウェブサイトをご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/pa/index.htm>

単に一つ又は複数の特定の出願に関する委任状を作成するのではなく、今後の出願を考慮し上述したように受理官庁へ寄託することを選択する場合、“包括委任状”のみに関連する定型書式を確実に使用してください。

規則 92 の 2 に基づく変更、又はいずれの種類の要請であっても、IB へ要請を提出する際の最善の方法は、ePCT システムを利用することです。貴殿が引き継ぐ出願については、対象となる国際出願の一つに関し、代理人の変更を記録するよう IB へ要請する書簡の PDF 版をアップロードすることをお勧めします。そして同様の変更に関連する他の国際出願番号の一覧も、包括委任状（包括委任状がすでに受理官庁へ提出されている場合は包括委任状の写し、又はそうでない場合には、対象となる各出願についての委任状）とともに含めて下さい。アップロードする書類の種類を選択する場合、“（複数の国際出願に係る）規則 92 の 2 に基づく変更の記

録要請”を確実に選択してください。そうすることで、関連する各出願の電子コピーを複製するIBでの手続がより促進されるでしょう。

上述の手続の一部として、IBはePCTのアクセス権の修正が必要であるかどうか確認します。ただしIBは、それまでにそのようなアクセス権を有していなかった新規の者に対して、ePCTでの新たなアクセス権を設定する権限はありません。IBは既存のアクセス権の停止及び/又は再開のみ可能です。貴殿が新しい代理人として選任されることにより、前の代理人の選任が無効になるため、前の代理人がePCTにおいて有しているいかなるアクセス権も、代理人変更記録の手続の一部としてIBにより停止されます。ePCTにおいてアクセス権を有していた前の代理人が、予定されている代理人の変更を考慮し、すでに貴殿にアクセス権を付与したのであれば、代理人として引き継ぐ各出願へのアクセス権に関しePCTを介して新たにオンラインで要請することを強くお勧めいたします。ePCTを利用して今後の出願をする場合、オンラインでのアクセス権は自動的に貴殿に付与されるため、IBへ別個の要請をする必要はありません。ePCTサポートページはアクセス権に関する詳細を提供しています。以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/epct/support.html>

下記の追加情報は規則92の2に基づく要請一般について適用されるものです。

- 変更の要請に含まれる出願の一覧には、30ヶ月の期限が満了していない出願のみを含むべきです。変更の要請は優先日から30ヶ月以内にIBへ到達すべきことにご留意ください。そのため、変更の要請は受理官庁を通さずに直接IBへ提出されることをお勧めいたします。当該期限を超えると、いずれの変更も国内段階における各指定(又は選択)官庁に対し個別になされる必要があります。特定の指定/選択官庁においては国内段階へ移行するためのより長い期限を適用する場合がありますが、当該変更の要請に適用される期限は全ての場合において30ヶ月です。
- 出願人が国際公開において特定の変更が反映されることを望む場合には、通常、公開日の15日前にあたる国際公開の技術的な準備の完了前に、関連する書類がIBへ到達する必要があります。公開後であっても、30ヶ月以内にIBへ変更が要請された場合、当該変更はPATENTSCOPEの書誌データタブにて反映されます。またIBは指定又は選択官庁により要請されている場合、変更に関連する全ての当該官庁へ、(PCT規則93の2に従い)様式PCT/IB/306(変更の記録の通知)を用いて通知します。IBは受理官庁へも通知します。また国際調査機関、補充調査を管轄する機関又は国際予備審査機関に対し出願が継続されている限りは、それらの機関へも通知します。
- 国際段階では変更の記録に関する特別な手数料は存在せず、国際出願手数料によりまかなわれます。

変更の記録に関するさらなる詳細は、PCT Newsletterの以下の号に掲載された“実務アドバイス”をご覧ください。

- 2016年6月号：ePCTを利用したPCT規則92の2に基づく変更の記録要請：国際出願へのアクセスが停止される場合、及びどのアクセスがどの程度遮断されるのか
- 2012年4月号：代理人の変更がある場合のePCTでのアクセス権の変更

以下の情報の一覧

PCTセミナーカレンダー、PCTウェビナー、PCT手数料表、PCT締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2017年7-8月号 | No. 7-8/2017

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

大学技術移転協議会（UNITT）主催（WIPO 日本事務所他共催）の PCT セミナーが以下の日程で開催されます。事前のお申し込みは必要ですが**無料**ですので是非ご参加ください。（申込：<https://wipo-jp.seminar-event.info/event/>）

2017年9月29日（金） 13:00-16:00 東京（東京海洋大学）

2017年10月3日（火） 13:00-16:00 広島（広島大学）

2017年10月4日（水） 13:30-16:30 大阪（大阪大学）

国際出願の電子出願及び手続

産業通商供給省工業所有権保護局（ヨルダン）による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

2017年7月14日付けの*PCT Newsletter* アップデートでお知らせしましたように、産業通商供給省工業所有権保護局（ヨルダン）は、受理官庁の資格において、2017年7月25日から電子形式での国際出願の受理及び手続を開始することを、PCT規則89の2.1(d)に基づき国際事務局に通知しました。

当該官庁はePCTを利用した国際出願を受理します。適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表I(a)に表示されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知が2017年7月13日付けの公示（*PCT公報*）に掲載されました。以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

産業通商供給省工業所有権保護局（ヨルダン）の受理開始により、ePCT出願を受理する受理官庁は48になりました¹。

（PCT 出願人の手引、附属書 C（JO）が更新されました。）

¹ ePCT 出願は現在、次の受理官庁に対して利用可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/AZ, RO/BG, RO/BN, RO/BR, RO/CH, RO/CL, RO/CO, RO/CU, RO/CZ, RO/DK, RO/DO, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/GE, RO/HU, RO/ID, RO/IN, RO/IR, RO/IS, RO/JO, RO/LV, RO/MA, RO/MX, RO/MY, RO/NO, RO/NZ, RO/OM, RO/PA, RO/PH, RO/PL, RO/PT, RO/QA, RO/RU, RO/SA, RO/SE, RO/SG, RO/SK, RO/TR 及び RO/ZA。ePCT は次の受理官庁に対しオンライン出願のための国際出願の作成に利用可能です：RO/CA, RO/IL 及び RO/US。

PCT 統計 2016

PCT 年次報告 (2017 年版)

PCT年次報告(2017年版)では、2016年のPCTに関する活動及び進展が要約され、PCT出願(上位出願国、上位出願人、及び技術分野ごとの出願件数を含む)や2016年の国際特許制度の実績に関する包括的な統計や、2015年の国内段階移行に関する統計が紹介されています。

さらに、PCT年次報告は、女性発明者に関するPCTの出願データも初めて紹介しています。これは、女性により出願されたPCT出願に関して2016年にWIPOにより公表された先のグローバルな研究に続くものです(詳細については、*PCT Newsletter* 2016年12月号の7ページ参照)。

今年のPCT年次報告の特別テーマは、出願人がどのように国際特許出願に関する時期を決定するかについてです。優先日から12ヶ月の期限の前にPCT出願を提出することにより、若しくは30ヶ月の期限の前に国内段階へ移行することにより、特許化プロセスを加速した出願人の割合を分析しています。また期限前に行われた移行の割合が、技術分野ごとに変化があるのかも調べています。

PCT年次報告の英語版は、以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4052>

また、本報告に関するデータやグラフへのリンクもあり、次の情報を提供しています。

- 全てのグラフや表のイメージ(タイトル、出典及び注記を含む)及び
- 全てのグラフや表の詳細なデータ

本PCT年次報告の概要は以下の8言語にてまもなくご利用いただけます: アラビア語、中国語、仏語、独語、日本語、韓国語、ロシア語及びスペイン語。

PCT-特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

欧州特許庁、マレーシア知的所有権公社と知的所有権庁(フィリピン)間の新たなパイロット

2017年7月1日から、欧州特許庁(EPO)と以下の官庁間で、新しい一方向PCT-PPH試行プログラムが開始しました。

- マレーシア知的所有権公社、及び
- 知的所有権庁(フィリピン)

本試行プログラムでは、ISA/IPEAとしての資格においてEPOが作成する、国際調査機関(ISA)又は国際予備審査機関(IPEA)からの肯定的な見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告(IPRP)(第II章)(すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合)を得たPCT出願に基づき、マレーシア及びフィリピンでの国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

上述のPCT-PPHの合意に関する詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

EPO 及びマレーシア :

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2017/06/a46.html>

EPO 及びフィリピン :

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2017/06/a47.html>

及び :

<http://www.epo.org/news-issues/news/2017/20170704.html>

グローバル PPH パイロットへの更なる官庁の参加

2017 年 7 月 6 日に、ニュージーランド知的所有権庁と商工監督局（コロンビア）がグローバル特許審査ハイウェイ（GPPH）に参加し、これにより参加庁は 24 になりました。

本パイロットでは、何れかの参加庁による成果物（PCT 国際段階の成果物、つまり国際調査機関又は国際予備審査機関の見解書、若しくは特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を含みます）において特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在し、その他の適用可能な基準を充足すれば、他の参加庁に対して早期審査を請求することができます。本パイロットは、単一の適格要件を用いており、既存の PPH ネットワークを簡易にし改善することでユーザの利便性を向上させることを目的としています。

GPPH パイロットを利用する為の必要な要件などの詳細情報は、以下の PPH ポータルサイトをご覧ください。

<http://www.jpo.go.jp/ppph-portal/globalpph.htm>

また、上述の官庁のウェブサイトにも情報が掲載されています。

<https://www.iponz.govt.nz/about-ip/patents/gpph/>

<http://www.sic.gov.co/ruta-pi/junio14/la-sic-en-el-club-de-los-grandes>

PCT ウェブサイトの PCT-PPH のページは、以下のサイトにて、これらの新しいパイロットの情報を含み更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

所定の PCT 手数料減額の適格性

所定の PCT 手数料減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国々の一覧は、2017 年 7 月 1 日に更新され、以下のリンク先にてご利用可能です。

<http://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

欧州特許庁における所定の手数料の 75%減額の適用

以下の国々が、欧州特許庁へ支払われる所定の手数料の 75%減額の適用資格のある国民及び/又は居住者の国（つまり、世界銀行により低所得及び低中所得経済に格付けされる国）の一覧へ追加されました。

アンゴラ ヨルダン モンゴル チュニジア

以下の国々が、欧州特許庁へ支払われる所定の手数料 75%減額の適用資格のある国民及び/又は居住者の国（つまり、世界銀行により低所得及び低中所得経済に格付けされる国）の一覧から削除されました。

ガイアナ サモア

スペイン特許商標庁における国際調査手数料の 75%減額の適用

以下の国々が、国際調査機関としてのスペイン特許商標庁に支払われる調査手数料の 75%減額の適用資格のある国民及び/又は居住者の国の一覧へ追加されました（つまり、世界銀行により低所得、低中所得及び高中所得経済に格付けされ、欧州特許条約締約国ではない国）。

アルゼンチン ナウル

また以下の国が一覧から削除され、高所得経済に格付けされました。

パラオ

国際出願を提出するには、少なくとも出願人の 1 人が PCT 締約国の国民又は居住者である必要がある（PCT 第 9 条(1)）ことにご留意ください。PCT 締約国でない国の出願人は PCT 締約国の国民及び/又は居住者である出願人とともに PCT 出願を提出する必要があり、両方の（又は全ての）出願人が当該手数料減額の適用資格を有する場合にのみ、手数料減額を受けることが可能です。

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアントソフトウェア 新しいパッチのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョン（2017 年 7 月 1 日付 version3.51.078.254）が次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

この新しいバージョンの詳細は上記ウェブサイトでご覧いただけます。

PCT 最新情報

AL : アルバニア（官庁の名称、所在地とあて名、インターネットアドレス）

CA : カナダ（手数料）

GB : 英国（手数料）

IS : アイスランド（電子メールによる通知、代理人に関する要件、手数料）

IT : イタリア（出願言語）

JO : ヨルダン（管轄国際調査及び予備審査機関）

KG : キルギスタン（官庁の名称、インターネットアドレス）

LU : ルクセンブルグ（所在地、ファックス番号、国内段階移行の特別な要件、代理人に関する要件）

NO : ノルウェー（手数料）

RS : セルビア（手数料）

TN : チュニジア (官庁の名称、所在地とあて名、電話番号とファックス番号、電子メールとインターネットアドレス)

UA : ウクライナ (官庁の名称、所在地)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、エジプト特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、インド特許庁、日本国特許庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、国立工業所有権機関 (チリ)、北欧特許機構、ウクライナ国家知的所有権庁 (SIPSU)、スウェーデン特許登録庁、トルコ特許商標庁 (Turkpatent)、米国特許商標庁)、ヴィシエグラード特許機構)

PCT 公開スケジュールの変更

2017 年 9 月 8 日の公開

2017 年 9 月 7 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たる為、通常その日に公開される PCT 出願 (公示 (PCT 公報) も同様) は 2017 年 9 月 8 日 (金) に公開されます。しかし、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は 2017 年 8 月 22 日 (火) の 24 時 (中央ヨーロッパ時間 (CET)) までに国際事務局 (IB) に受理される必要があります。

PCT 規則改正

2017 年 7 月 1 日に発効した、PCT 規則の新条文が PDF 形式のアラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、日本語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語にて、それぞれ以下のリンク先からご利用いただけるようになりました。

<http://www.wipo.int/pct/ar/texts/index.html> (アラビア語)

<http://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html> (中国語)

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html> (英語)

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html> (仏語)

<http://www.wipo.int/pct/de/texts/index.html> (独語)

<http://www.wipo.int/pct/it/texts/index.html> (イタリア語)

<http://www.wipo.int/pct/ja/texts/index.html> (日本語)

<http://www.wipo.int/pct/pt/texts/index.html> (ポルトガル語)

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html> (ロシア語)

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html> (スペイン語)

英語、仏語及びスペイン語の条文は HTML 形式でもご利用いただけます。

PCT 及び PCT 規則の更新された冊子版 (WIPO 刊行物 274) は、アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語にて準備中で、以下のリンク先からまもなくご購入が可能となります。

<http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4172&plang=EN>

冊子版に関してのお問い合わせは、電子メール (publications@wipo.int) でご連絡ください。

PCT 実施細則の修正

2017年7月1日から、PCT 実施細則の第407号が修正され、第337号が削除されました。2017年7月1日から施行された、これらの修正を含む実施細則の更新版の全文は、PDF形式で英語、仏語及びスペイン語にて、それぞれ以下のPCT ウェブサイトからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html> (英語)

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html> (仏語)

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html> (スペイン語)

英語及び仏語の更新版はHTML形式でもご利用いただけます。

上述の変更は、PCT 官庁へ送付されたPCT 回章C.PCT 1511にて詳細な説明がされており、以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2017/1511.pdf>

修正されたPCT 様式 (2017年7月1日から有効)

以下に記載される新しい/修正された様式は、以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html>

願書様式

願書様式 (PCT/RO/101) の2017年7月版が編集可能なPDF形式でアラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語にてご利用いただけるようになりました。又願書様式の記載例も英語、仏語、独語及びスペイン語にてご利用いただけます。

受理官庁に関する様式

以下の様式が修正されました：

PCT/RO/102 (所定の手数料の支払いに関する通知書)

PCT/RO/110 (優先権の主張に関する補充命令書及び/又は優先権の回復請求の可能性に関する通知書) (スペイン語のみ)

PCT/RO/118 (書類の送付通知書)

修正された様式 PCT/RO/102 及び PCT/RO/118 は、英語、仏語、独語及びスペイン語にて編集可能なPDF形式でご利用いただけます。また修正されたスペイン語版の様式 PCT/RO/110 は、編集可能なPDF形式でご利用いただけます。

受理官庁としての IB に関する様式

PCT/ROIB/198 (受理官庁としての国際事務局へ提出された書類の一覧)

PCT/ROIB/199 (受理官庁としての国際事務局へ提出された書類の受領書)

修正された様式は、英語及び仏語にて、PDF 形式でご利用いただけます。

国際調査機関に関する様式

以下の様式が修正されました：

PCT/ISA/220 (国際調査報告及び国際調査機関による見解書又は国際調査報告を作成しない旨の決定の送付の通知書)

PCT/ISA/233 (明細書本文のフリーテキストに関する命令書)

PCT/ISA/238 (先の調査に係る書類の提出命令書)

修正された様式 PCT/ISA/220 は、英語、仏語、独語及びスペイン語にて PDF 形式でご利用いただけます。また様式 PCT/ISA/233 及び PCT/ISA/238 は、英語、仏語、及びスペイン語にて PDF 形式でご利用いただけます。

国際事務局に関する様式

以下の様式が修正されました：

PCT/IB/372 (取下げの通知書)

PCT/IB/375 (補充調査請求書)

PCT/IB/379 (補充調査請求書は提出されなかったものとみなす旨の通知書)

修正された様式 PCT/IB/372 及び PCT/IB/375 は、英語及び仏語にて編集可能な PDF 形式でご利用いただけます。また様式 PCT/IB/379 は、英語及び仏語にて PDF 形式でご利用いただけます。

PCT 受理官庁ガイドラインの修正

2017 年 7 月 1 日から、PCT 受理官庁ガイドラインの paragraph 116 及び 166 が修正されました。詳細は、以下のリンク先にて、PCT 回章 C.PCT 1511 をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2017/1511.pdf>

これらの修正を含むガイドラインの更新された全文は、PDF 形式で英語、仏語及びスペイン語にて、それぞれ以下の PCT ウェブサイトからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html> (英語)

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html> (仏語)

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/gdlines.html> (スペイン語)

また英語及び仏語は HTML 形式でもご利用いただけます。

PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの修正

2017年7月1日から、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインのパラグラフ 2.20、9.41 から 9.41A 及び B、15.15、15.17B 及び C、15.69、15.78、16.64、16.78A から 16.78C 及び 17.43 が修正されました。詳細は、以下のリンク先にて、PCT 回章 C.PCT 1511 をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2017/1511.pdf>

これらの修正を含むガイドラインの更新版は、英語、仏語及びスペイン語にてそれぞれ以下の PCT ウェブサイトからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ispe.pdf> (英語)

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ispe.pdf> (仏語)

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/ispe.pdf> (スペイン語)

PCT 関連資料の新/更新情報

PCT 規則の新条文、及び修正された PCT 実施細則、PCT 様式、PCT 受理官庁ガイドライン、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインに関する情報は、上記をご覧ください。

PCT 出願人の手引

2017年7月1日に発効した PCT 規則改正やその他の更新を踏まえて更新された、PCT の国際及び国内段階の詳細情報を含む、*PCT 出願人の手引*の“国際段階の概要”及び“国内段階の概要”の英語及び仏語版が、それぞれ以下のリンク先にてまもなく掲載されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/> (英語)

<http://www.wipo.int/pct/fr/appguide/> (仏語)

スペイン語及びロシア語更新版は準備中です。

セミナー資料

PCT 手続のあらゆる面をカバーするセミナー資料が、2017年7月1日に発効した PCT 規則改正を反映し英語及び日本語にて更新されました。それぞれ下記のリンク先にて掲載されております。

http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/document.pdf (英語)

http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/basic_1/document.pdf (日本語)

その他の言語はまもなく掲載されます。

PATENTSCOPE 検索システム**PATENTSCOPE での新しい国内コレクションの利用**

オーストラリア、デンマーク、フランス及びサウジアラビアの国内特許コレクションが、PATENTSCOPE 検索システムでご利用いただけるようになりました。これにより 45 の国内/

広域官庁のデータが PATENTSCOPE で利用可能になり、収録数は合計で 6,346 万件になりました。

なお、オーストラリアの場合、国内コレクションのドシ工情報も閲覧可能になりました。ドシ工情報は、審査の過程を通じた特許出願の進捗に関する、以下に列挙するような最新情報を提供します：

- 調査報告
- 官庁の手続き、及び
- 出願人及び特許庁間の通信

本コレクションは以下のリンク先にて、ご利用いただけます。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

偽の手数料の支払い請求

新たな請求書

PCT出願人や代理人がWIPO国際事務局（IB）からの通知ではなく、PCTに基づく国際出願の手続きに関係のない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。そしてこの度、“**IRO-The Patent Office**” からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCTユーザがWIPOに通報した他の多くの例と共に下記リンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

PCT出願人及び代理人は、優先日から18ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのはIBのみであることにご留意ください（PCT第21条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果はPCT第29条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、まだそうなされていない場合には、組織内の手数料支払い担当者や、このような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX番号： +41 22 338 83 39

電子メール： pct.legal@wipo.int

WIPO は、PCT出願人、代理人又は発明者（PCT ユーザ）の皆様、政府又は消費者保護協会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や“政府機関又は苦情を受け付ける消費者保護協会”の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

実務アドバイス

12ヶ月の優先期間を徒過してしまった際に取り得る行為、及び国際出願のタイムラインへの影響

Q: PCT 出願を提出するための12ヶ月の優先期間を過ぎてしまいましたが、幸運にも優先期間の満了後の2ヶ月の満了前に誤ちに気づきました。当方にはどのような選択肢がありますか？また、当方の国際出願のタイムラインはどのように影響されるのでしょうか？

A: 先の出願の優先権を正当に主張するためには、国際出願は常に優先期間内に提出されるべきことにご留意ください。つまり、優先期間とは優先権が主張されている、先の出願の出願日から12ヶ月であり(工業所有権の保護に関するパリ条約の第4条C及びPCT規則2.4参照)、当該期間内に提出されない場合、優先権は喪失されます。

以下は、貴殿が実行可能な行為の一覧と、そのような行為を行う際に留意すべき情報です。

1) 先の出願の優先権を主張しない

可能な選択肢の一つは先の出願の優先権を主張しないことです。先の出願の優先権を主張しない選択をする場合、国際段階のタイムラインは国際出願日から計算されるため、貴殿は国内段階へ移行するまでより多くの時間を有するでしょう。しかしながら、関連する先行技術が優先日となるであろう日と国際出願日との合間の日付で存在する場合に貴殿の出願に与える影響を踏まえると、リスクのある行為になるでしょう。

2) 国際出願の提出後優先権の主張を取り下げる

国際出願を提出して優先権を主張し、出願後にPCT規則90の2.3に基づき優先権の主張を取り下げる決定をする場合、先行技術に関する効力の可能性についての影響は上記1)と同様です。まだ満了していない国際出願のタイムラインの残存期間の期限は優先日の代わりに(当該出願において別のそれより後の優先権の主張もされている場合を除いて)、国際出願日から再計算されます。優先権の回復請求を行わない旨のビジネス上の決定を受けて、又は受理官庁が優先権の回復請求を拒否する場合(以下の項目4参照)に、優先権の主張を取り下げる決定をする可能性もあることにご留意ください。なお、効力を有するためには、30ヶ月の期間の満了前に優先権主張の取下を行う必要がある点にご留意ください。

3) 先の出願の優先権を主張するが、他の行動を取らない

先の出願の優先権を主張し、優先日から12ヶ月の満了後に国際出願を提出し、状況を是正するさらなる行動を取らない場合、優先権は失われ、より先の関連する先行技術が発見されるリスクが生じます。**優先期間が満了したとしても、国際段階のタイムラインはそれでもなお提出時の出願に記載した優先日から計算されることにご留意ください。**

4) 先の出願の優先権を主張し、優先権の回復を請求する

優先日から12ヶ月の満了前に国際出願を提出しなくても、当該期限の満了から2ヶ月以内に提出し、先の出願の優先権を主張する場合、PCT規則26の2.3に基づき受理官庁に対し優先権の回復を請求することが可能な場合もあります。回復が認められた場合には、優先権主張を維持できる場合があります。

しかしながら、以下にご留意ください：

- 幾つかの受理官庁は PCT 規則 26 の 2.3 と国内法令との不適合を国際事務局へ通知しているため、優先権の回復請求を受理しません。
- 受理官庁がそのような請求を受理する場合であっても、12 ヶ月の期間を徒過したのが故意ではなかったことしか証明できず、相当な注意を払ったにもかかわらず 12 ヶ月の期間を徒過したということを証明できない場合には、国内段階で限られた数の指定/選択官庁に対してのみ優先権回復の見込みがある点にご留意ください。なぜなら多くの官庁は故意ではない基準のみに基づいての優先権回復は認めていないからです。それ故、貴殿は限られた数の指定/選択官庁に対する回復の利益の可能性と、先の出願の優先権を主張しなかった場合よりも 30 ヶ月の期間が早く満了する事実とを比較考量する必要があります。
- 相当な注意を払ったにもかかわらず 12 ヶ月の期間を徒過したことを証明できる場合、(“故意ではない”基準に関して上述した指定/選択官庁の数と比較して) より多数の指定/選択官庁に対して回復の見込みがあるとしても、幾つかの指定/選択官庁は当該効果の適用を留保しているため (PCT 規則 49 の 3.1(g)及び 49 の 3.2(h))、上述の回復は全ての可能な指定/選択官庁に対しては効力を有しません。それ故、貴殿は、優先権の回復の請求を考慮する官庁に対する回復の利益の可能性と、先の出願の優先権を主張しなかった場合よりも 30 ヶ月の期間が早く満了する事実とを比較考量する必要があります。

優先権の回復を請求しない選択をする場合、又は優先権の回復を請求するが受理官庁が当該請求を拒否する場合、**国際段階におけるタイムラインはそれでもなお最初に記載された優先権主張の日から計算される**ことにご留意ください。出願人は、それらの二つの状況のどちらにおいても、30 ヶ月の期日は国際出願日から計算されるだろうと誤って思い込む場合があります。しかし、そうではありません—優先権の主張が PCT 出願に含まれ、当該出願が 12 ヶ月の優先期間の満了から 2 ヶ月以内である国際出願日を有する限り、国際段階で出願人が優先権の回復を請求するかどうか、又は受理官庁が回復に関してどのような決定をするかにかかわらず、優先日が国内段階移行期限を含む特定の期限を起算する基礎となります。優先権の主張が取り下げられる場合のみ、期限は PCT 規則 90 の 2.3(d)に従い再計算されます。

このような誤った思い込みのリスクは、継続中の PCT 出願の管理に ePCT を利用することのメリットの一つを想起させます。出願人が 30 ヶ月の期日を管理する際、ePCT において表示される当該出願の“タイムライン”の日と照合確認を実行することが可能です。本機能は 30 ヶ月の期日の正確な起算に関する誤解のリスクを排除します。

継続中の PCT 出願を管理するために ePCT を利用する別のメリットは、たとえば 30 ヶ月の期日の満了に関して管理上の誤りが発生したとしても（優先日から起算する代わりに、誤って国際出願日から起算）、ePCT システムは、28 ヶ月頃に 30 ヶ月の期日が間近であることを出願人に警告する、自動リマインダーの電子メールメッセージを送付します。

国際段階で優先権の回復を請求しない場合でも、関連する指定/選択官庁が不適合の通知を行っていないことを前提に、国内段階でもまだ優先権の回復を請求することが可能な点にご留意ください (PCT 規則 49 の 3.2 参照)。もし貴殿の管轄受理官庁が“故意ではない”基準のみを適用することを認識しており、上述したように、肯定的な決定ではあっても、限られた数の指定/選択官庁のみが受入れる決定しか得られない場合は、これもまた貴殿にとって関心のある選択肢になるかもしれません。

優先権の回復請求に関する詳細は、*PCT 出願人の手引*、国際段階のパラグラフ 5.062 から 5.069 (<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>)、及び “FAQ : PCT 規則改正 (2007 年 4 月 1 日)” の優先権の回復に関する部分を、以下のリンク先からご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/faqs/april07_faq.html#2007_restoration

また優先権の回復請求を受理する受理及び指定/選択官庁や、当該官庁が適用する各基準、及び支払う手数料の幾つかを列挙する詳細な表もご利用いただけます。本表は、上述の状況での様々な行動を受けてのメリットやデメリットを評価するのに役立つでしょう。以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

優先権の回復をテーマにすでに執筆された実務アドバイス (*PCT Newsletter* 2007 年 4 月号、2009 年 9 月号、10 月号、11 月号及び 2015 年 9 月号) も参考になります。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2017年9月号 | No. 9/2017

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

2017年 WIPO PCT顧客満足度調査

PCTの全ての側面に関する顧客満足度を評価するために、WIPOは2年ごとに実施しているユーザコミュニティへのアンケート調査を開始します。PCTユーザからのご意見は、改善すべきサービスの分野を検討するのに役立ちます。ご回答に必要な時間は最大でも30分程度です。

お時間を割いて本調査に参加いただき貴重なご意見を提供して下さるようお願いいたします。参加ご希望の際は以下のアドレスへ、“Participation in the 2017 PCT Survey” というタイトルで電子メールをお送りください。

pct.our@wipo.int

オンラインアンケート調査へのリンク先をお送りいたします。

国際出願の電子出願及び手続

エジプト、ペルー、及びスロベニア：エジプト特許庁、公正競争・知的財産保護庁（ペルー）及びスロベニア知的所有権庁による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

エジプト特許庁（2017年9月15日から）、公正競争・知的財産保護庁（ペルー）及びスロベニア知的所有権庁（2017年10月1日から）は、受理官庁の資格において（それぞれ、RO/EG、RO/PE、RO/SI）、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始することを、PCT規則89の2.1(d)に基づき国際事務局に通知しました。

当該官庁はePCT出願を利用した国際出願を受理します。適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表I(a)に記載されています。

大韓民国：韓国知的所有権庁によるePCT出願を利用した国際出願の受理及び手続の開始

韓国知的所有権庁は受理官庁の資格において（RO/KR）、すでに電子形式での国際出願の受理及び手続を開始していますが、2017年10月1日から、ePCT出願を利用した国際出願を受理することを国際事務局に通知しました。

電子形式による国際出願の提出に関する上記各官庁の要件及び運用を含む通知はまもなく公示（PCT公報）に掲載されます。以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

RO/EG、RO/KR、RO/PE及びRO/SIの受理開始により、ePCT出願を受理する受理官庁は52になりました¹。

(PCT 出願人の手引、附属書 C (EG、KR、PE 及び SI) が更新されました。)

PCT 最新情報

CA : カナダ (国内段階移行の特別な要件)

EC : エクアドル (国内段階移行の特別な要件)

EG : エジプト (電子出願)

EP : 欧州特許庁 (手数料)

IS : アイスランド (手数料)

JO : ヨルダン (管轄国際調査及び予備審査機関)

KG : キルギスタン (手数料)

KR : 大韓民国 (電子出願)

MZ : モザンビーク (手数料)

NI : ニカラグア (電話番号とファックス番号、電子メールとインターネットアドレス、通信手段)

NO : ノルウェー (手数料)

PE : ペルー (電子出願)

RS : セルビア (補遺及び誤植)

SI : スロベニア (電子出願)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、シンガポール知的所有権庁、イスラエル特許庁、韓国知的所有権庁、中華人民共和国国家知識産権局)

PCT 関連資料の新/更新情報

会合文書

PCT 同盟総会

2017年10月2日～11日にジュネーブで開催される第49回(第21回通常)国際特許協力同盟(PCT同盟)総会(PCT総会)のために準備された文書を、下記リンク先でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=43524

PCT に関する記事

WIPOマガジン(2017年第4号)から以下の記事へのリンク先が、PCTウェブサイトの“PCTに関する記事”のページへ追加されました。

¹ ePCT出願は現在、次の受理官庁に対して利用可能です: RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/AZ, RO/BG, RO/BN, RO/BR, RO/CH, RO/CL, RO/CO, RO/CU, RO/CZ, RO/DK, RO/DO, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EG, RO/EP, RO/FI, RO/GE, RO/HU, RO/ID, RO/IN, RO/IR, RO/IS, RO/JO, (2017年10月1日から:RO/KR), RO/LV, RO/MA, RO/MX, RO/MY, RO/NO, RO/NZ, RO/OM, RO/PA, (2017年10月1日から:RO/PE), RO/PH, RO/PL, RO/PT, RO/QA, RO/RU, RO/SA, RO/SE, RO/SG, (2017年10月1日から:RO/SI), RO/SK, RO/TR 及び RO/ZA。ePCTは次の受理官庁に対しオンライン出願のための国際出願の作成に利用可能です:RO/CA, RO/IL 及び RO/US。

http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html

グローバルな特許費用を管理するための12の方法

グローバル市場において、技術の特許化は費用のかかる業務になり得ます。この記事では、PCTが提供する様々な戦略的な利点を含め、これらの費用を管理し、かつ最小限に抑える手助けをする12の方法についてご紹介します。

飲料水へのアクセスの拡大：スイス人起業家による飲料水事業の探求

Renaud de Watteville は飲料水事業を展開するスイス人起業家であり、手頃な価格で世界の最も貧しいコミュニティへ飲料水を提供する、というビジョンを持っています。彼は次のように言及しています。“PCTは30ヶ月までの間保護を保証し、様々な国々での当社の技術の特許性を評価するための費用のかからない方法を提供してくれます。当社の技術で我々が何をしたいのかを決定するための時間も与えてくれます。またPCTは他者が同様の技術に関して請求することを防止し、当社が望むように技術を利用する自由も与えてくれます。さらにPCTは、当社が特許取得可能な解決策を生み出すことができることを投資家に示し、当社の信頼性を強化してくれるのです。” イノベーションと知的財産がどのように彼の目標をサポートしているのかについては、当該記事をご覧ください。

WIPOマガジンは、以下のリンク先に掲載されております。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/index.html

また2017年第4号は、以下のリンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo_magazine/en/pdf/2017/wipo_pub_121_2017_04.pdf

実務アドバイス

国内段階で許容される特定の国内要件

Q: 私はまもなく国内段階へ移行するある国際出願の国際段階における代理人です。出願人の関心のある国々の現地代理人へ説明書を送付したところ、それらの代理人の一人が、出願の写しと認証された翻訳文、優先権書類の写しと翻訳文、及び国際出願日以降に発生した当方のクライアントへの権利の譲渡に関する譲渡書類の写しを提出するよう当方に求めてきました。これらの要請は正当なものでしょうか？また指定官庁が出願人へ要請することが可能なものは何かを説明していただけますか？

A: PCT 第 22 条に基づく国内段階移行の要件は、以下のとおりであることにご留意ください：

- 国際出願の写しの送達（PCT 第 20 条に従い、国際事務局（IB）がまだそうしていない場合）
- 所定の翻訳文（指定又は選択官庁（以下、DO）が要求する場合）及び
- 国内手数料の支払い（DO が要求する場合）。

また、指定官庁の国内法令が発明者の氏名や発明者に関連する他の所定のデータの記載を求め場合であって、国際出願後に出願人にこれらの記載を提出することを許可している場合は、出願人は、それらの事項が願書に記載されていた場合を除いて、当該国の国内官庁又は当該国のために行動する官庁に対し上述の記載事項を提出すべきです。

国内段階移行時若しくは移行後において、貴殿の質問で言及する要件や特定の DO に対し満たされるべき必要のある他の要件についての情報を、以下に提供いたします。

PCT 出願の写し

DO は公開された国際出願の写しの受理を希望するか否か、希望する場合にはいつ希望するかを IB へ通知します。幾つかの DO は IB から出願人からも、そのような写しを要求することはありません。他の DO の場合においては、国際公開後又は官庁により指定されたそれ以降の時点で、IB は国際出願の写しを送達します (PCT 第 20 条(1)、PCT 規則 47.1(c)及び 93 の 2.1 ; 様式 PCT/IB/308 (最初の及び 2 回目の通知) 参照)。結果として、国内段階へ早期に移行する場合である、例外においてのみ、出願人は特定の DO に対し国際出願の写しの提出を要求されます。

出願の翻訳文

出願された又は公開された言語が DO により受理されない言語である場合には、国際出願の翻訳文を提出する必要があります。DO は特定の状況において他の要素の翻訳文も要求する場合があります :

PCT 第 19 条の補正書 : 出願人が PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正書を提出した場合、DO は最初に出願された請求の範囲及び補正された請求の範囲両方の翻訳文を要求する場合があります。また DO は請求の範囲の補正書の説明書の翻訳文を要求する場合があります。

PCT 第 34 条の補正書 : 出願人が PCT 第 34 条に基づく補正書を提出し、それらの補正書が特許性に関する国際予備報告 (PCT 第 II 章) の作成において考慮された場合、報告の付属書としてそれらの補正書の翻訳文を提出することは出願人の責任です。

出願人により提出された翻訳文に関しては、PCT 第 27 条(2)(ii)及び PCT 規則 51 の 2.1(d)(i) は、国内段階移行のために提出される翻訳文が出願人又は出願を翻訳した者により証明されることを国内法令が要求できる旨を規定しています。翻訳文の証明とは、その知識の及ぶ限りにおいて、翻訳文は完全かつ正確である旨の、出願人又は翻訳者により署名された陳述をもって証明する必要があることを意味します。ただし、そのような証明を要求するのは幾つかの DO のみです。

DO は出願の認証された翻訳文を形式的に要求するわけではない旨ご留意ください。官庁が翻訳の正確性について合理的な疑義を有する場合に限り、公の当局又は宣誓した翻訳者が翻訳文を認証することを国内法令が要求する場合があります (PCT 規則 51 の 2.1(d)(ii)及び 76.5)。

*PCT 出願人の手引*では、該当する場合、関連する DO に関して翻訳文が何を含むべきかを、各国内編 (概要) において列挙しています。

優先権書類

貴殿が国際段階で適用される期限内に優先権書類を提出した場合、いずれの DO も貴殿から優先権書類の原本を要求することはできません。要求する DO へ優先権書類の写しを送達するのは IB です (PCT 規則 17.2(a))。

優先権書類の翻訳文は、PCT 第 27 条及び PCT 規則 51 の 2.1(e)に基づき非常に限定された状況においてのみ要求される場合があります。つまり、優先権の主張の有効性が、その発明が特許を受けることができるかどうかについての判断に関連する場合、また引用による補充として

特定の頁を RO が受理した場合の特定の状況においてです。それらの特定の状況においてのみ単なる翻訳文（認証されたものではない）が要求される場合があります（PCT 規則 17.2(a)、51 の 2.1(e)及び 76.4）。

譲渡書類

貴殿のケースにおいて、言及されている譲渡が国際出願日以降に行われた場合、DOは関連する発明に関する貴殿の実体的な権利の証拠として譲渡書類の写しを要求する場合があります。IBの観点からすると、そのような譲渡書類は認証された又は法的な形式ではなく²、単なる写しの形式においてのみ要求される場合があります。幾つかのDOは、そのような変更が変更の記録の要請の対象になっており、IBからの通知（様式PCT/IB/306 “変更の記録の通知”）に反映された場合には、そのような証拠を要求することはありません。

PCT 規則 51 の 2 に基づく特別な要件

国内段階移行要件及び PCT 第 27 条に基づき認められる範囲以外の、国内法令の要件は、“特別な要件”と呼ばれます。それらの要件は PCT 規則 51 の 2 に具体的に列挙されており、国内段階移行後に満たす必要がある場合があります。

PCT 出願人の手引の関連する国内編の概要に様々な DO についての特別な要件が示されています。概要では、関連する DO が出願人に対し要件を満たすよう求めるか否か、又は求めがされない場合、要件を満たすべき期限が記載されています。しかしながら、特に指定官庁が一つ以上の要件を変更したにもかかわらず、その変更をまだ IB へ通知していない場合などもありますので、当該国内編が発生し得る全ての問題に対応可能かは、IB では保証できない点にご留意ください。

PCT 第 27 条及び PCT 規則 51 の 2.1(a)に従い、官庁は通常、以下のものを要求することができます：

- 発明者の特定に関する書類
- 出願し及び特許を与えられる出願人の資格に関する書類
- 出願人が先の出願をした出願人でない場合又は先の出願がされた日以後出願人の氏名が変更されている場合には、先の出願に基づく優先権を主張する出願人の資格に関する証明を含む書類
- 発明者であることについての宣誓又は申立てを含む書類
- 特定の期間内における不当な行為に起因する開示、特定の博覧会における開示及び出願人による開示のような不利にならない開示に関する証拠又は新規性の喪失の例外に関する証拠

規則 4.17(i)から(iv)に従い、出願人が申立てを提出した場合、DO は通常、関連する申立ての真実性について合理的な疑義がない限り、関連する申立ての内容に関する書類又は証拠を要求することはできません（PCT 規則 51 の 2.2）。しかしながら、規則 4.17(v)に基づく不利にならない開示又は新規性の喪失の例外に関する申立ての場合には、DO は常にさらなる証拠を要求する資格があります。

² PCT 規則 51 の 2.1(d)では、特定の書類の認証化を国内法令が要求することを PCT が現在許容している唯一の例を規定しています。つまり、国際出願の国内段階用の翻訳文が、所定の条件のもとで認証される又は証明されるべきという要件です。譲渡書類、委任状等のような他の種類の書類/証拠に関しては同等の規定はありません。

関連する DO の要件にかかわらず、国内の代理人は、いずれの場合においても、一件書類の一式を保有し、国内段階の過程で貴殿にアドバイスしやすい立場にいられるよう、所定の文書の写しを保有することを希望する場合があります。それ故、可能な限り、要請された場合には、国内代理人へそのような文書の写しを送付することが好ましいでしょう。そうは言っても、要請された書類が代理人の書類保有のためのものなのか、又は DO が要求するものなのかを明確にすることは貴殿にとって有益なことかもしれません。

国内段階移行の要件に関する詳細、及び国内段階移行後に遵守すべき特別な要件に関する詳細は、以下のリンク先から、*PCT 出願人の手引* 国内編のそれぞれ、第 4 章及び第 5 章をご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol2/pdf/gdvol2.pdf>

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2017年10月号 | No. 10/2017

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

日本国特許庁主催の実務者向け知的財産権制度説明会において、PCTに関する最新のトピックスをご紹介します。事前のお申し込みは必要ですが**無料**ですので是非ご参加ください。（申込：<https://www.jit2017.go.jp/index.html>）

PCT同盟総会

WIPO加盟国総会の一部として、第49回PCT同盟総会（PCT総会）が2017年10月2日から11日までの期間、ジュネーブにて開催されました。以下の会合の概要において参照される文書（利用可能になればその報告書を含む）は、下記リンク先のWIPOウェブサイトに掲載されています。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/a/49

本総会は、フィリピン知的所有権庁をPCTにおける国際調査機関及び国際予備審査機関として選定しました（文書PCT/A/49/3）。この選定は、当該官庁が運用を開始する準備ができたことを通知する将来の日付から有効になります。

また本総会は、PCTにおける既存の国際調査機関及び国際予備審査機関の選定を、2027年12月31日まで延長しました（文書PCT/A/49/2）。

本総会は、文書PCT/A/49/4の附属書に記載された、PCT規則の改正を採択しました。改正内容は以下のとおりです：

- PCT規則4.1(b)(ii)及び41.2(b)：第47回（2015年10月開催）及び第48回PCT総会（2016年10月開催）にてそれぞれ採択された規則12の2及び23の2の改正の結果として、参照番号が修正されました。詳細は、文書PCT/WG/10/5をご参照ください。
(http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/10)
- PCT手数料表：手数料表の項目5における90%の手数料減額は、減額の適格性を有しない者又は企業に代わって国際出願を提出する者ではなく、自らの権利として国際出願を提出する者のみを対象としていることが明確化されました。詳細は、文書PCT/WG/10/8をご参照ください。(http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/10)

これらの改正は2018年7月1日から発効します。

また、手数料表の項目5における当該減額は、願書に表示された出願人が、その出願の単独かつ真の所有者であり、手数料の減額の適格性を有しない他の者に対して、発明に係る権利を譲渡、付与、移転又はライセンスする義務がない場合にのみ適用されることが意図されたものであるという了解（Understanding）も採択しました。当該了解は2017年10月11日に発効しました。

本総会はまた、PCT作業部会(文書 PCT/A/49/1)により実施された作業に関する報告に留意し、さらなる作業についての勧告を承認しました。これらの事項はPCT Newsletter 2017年5月号で報告されています。

PCT-特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

新しい二方向 PCT-PPH 試行プログラム(カナダ知的所有権庁—国立工業所有権機関(チリ))

2017年1月6日から、カナダ知的所有権庁と国立工業所有権機関(チリ)間で、新しい二方向 PCT-PPH 試行プログラムが開始しました。本試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において一方の官庁が作成する、国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合) を得た PCT 出願に基づき、他庁の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

上述の PCT-PPH の合意に関する詳細は、それぞれ以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04166.html>

<http://www.inapi.cl/portal/prensa/607/w3-article-10078.html>

新しい一方向 PCT-PPH 試行プログラム(オーストリア特許庁—メキシコ工業所有権機関、欧州特許庁—ユーラシア特許庁)

オーストリア特許庁とメキシコ工業所有権機関間(2016年12月1日から)及び欧州特許庁(EPO)とユーラシア特許庁間(2017年10月1日から)で、新しい一方向 PCT-PPH 試行プログラムが開始しました。

本試行プログラムでは、ISA/IPEAとしての資格において一方の官庁が作成する、国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第II章) (すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合) を得たPCT出願に基づき、他庁に対し、場合によって、国内/広域段階で早期審査を利用することが可能になります。

上述の PCT-PPH の合意に関する詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/181733/PPH_IMPI_APO.pdf

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2017/09/a77.html>

<http://www.eapo.org/en/news.php?newsview=view&d=649>

PCT 最新情報

AL : アルバニア (仮保護、優先権の回復に適用される基準、手数料)

FI : フィンランド (あて名、電話とファックス番号)

KZ : カザフスタン (国の安全に関する要件)

LA : ラオス人民民主共和国 (一般情報)

PT : ポルトガル (手数料)

調査手数料 (オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、インド特許庁、ウクライナ経済開発通商省知的所有権部、国立工業所有権機関(チリ)、北欧特許機構、スペイン特許

商標庁、トルコ特許商標庁(Turkpatent)、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁(USPTO)、
ヴィシエグラード特許機構)

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョンのリリース

PCT-SAFEクライアントソフトウェアの新しいバージョン（2017年10月1日付version3.51.07
9.255）がご利用可能になりました。次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

この新しいバージョンの詳細は上記ウェブサイトの“Release notes”及び“What’s new”から
ご覧いただけます。

PATENTSCOPE 検索システム

PATENTSCOPE での新しい国内特許コレクションの利用

ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、インドネシア、マレーシア、フィリピン及びタイの国
内特許コレクションが、PATENTSCOPE 検索システムでご利用いただけるようになりました。
これにより 51 の国内/広域官庁のデータが PATENTSCOPE で利用可能になり、収録数は合計
で 6,500 万件以上になりました。

本コレクションは以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

PATENTSCOPE 顧客満足度調査

PATENTSCOPE 検索システムに関する顧客満足度を評価するために、WIPOはPATENTSCOPE
ユーザの満足度に関するアンケート調査を開始しました。アンケート調査は以下のリンク先か
らご利用いただけます。

<https://www3.wipo.int/opinio/s?s=10302>

ご回答に必要な時間は数分程度ですので、本調査にご参加いただき貴重なご意見を提供してく
ださるようお願いいたします。本調査は 2017 年 12 月 1 日まで実施しております。

パワーポイントプレゼンテーション

2016年12月から2017年10月の期間に、PATENTSCOPE検索システムに関する以下のウェビナ
ーが提供されました。

- 2016年の回顧及び2017年の予定（2016年12月）
- 化学構造検索（2017年1月）
- PATENTSCOPEで利用可能な様々な機能の概要（2017年2月）
- PATENTSCOPEでの複雑な検索式の作成方法（2017年3月）
- PATENTSCOPEで利用可能な結果一覧の概要説明及び翻訳と分析ツールの実演
（2017年4月）

- WIPOにおいて開発されたCLIR機能の利用方法（2017年5月）
- PATENTSCOPEで提供される閲覧メニューの紹介（2017年6月）
- PATENTSCOPEで利用可能な翻訳ツールの紹介（2017年7月）
- PATENTSCOPE検索システムでのIPCの有効活用方法（2017年8月）
- PATENTSCOPEでの化学構造検索の実演（2017年9月）
- 初心者が関連する検索式を実行するのに役立つPATENTSCOPEの機能（2017年10月）

これらのウェビナーで使用されたパワーポイントのスライドは、下記のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/patentscope/en/webinar/>

PATENTSCOPE検索システムに関するウェビナーは今後も実施されます。PCTセミナーカレンダー末尾にあるPCTウェビナーの一覧をご参照ください。

WIPO 翻訳：対応言語の拡大

特許文献のためのWIPOの“人工知能”に基づいた翻訳ツール（“WIPO翻訳”）が、10言語でご利用可能になりました。WIPOは、PCTの公式言語であるアラビア語、独語、スペイン語、仏語、韓国語、日本語、ポルトガル語、ロシア語及び中国語のいずれかで記載された全ての特許文献を英語に、また、英語からそれらの言語のいずれかに翻訳するための当該新技術を“教育”してきました。

WIPO翻訳は、非常に技術的な特許文献を、一般的な使用により近い様式、構文で第2言語へ翻訳する、最先端のニューラル機械翻訳技術を使用しています。これは、過去の技術で開発された特許翻訳ツールや人工知能を同様に利用する他のウェブベースの製品をはるかに凌ぐものです。

WIPO 翻訳は、膨大な特許文章を用いて専門的に教育されており、発明の特徴点に応じて翻訳する“分野－認識－技術”を含みます。本ツールは、国際特許分類を基にした32の技術分野を組み込んでおり、当該システムが翻訳プロセスにおいて不明確な表現を除外することを可能にします。当該技術は、特定の文章を翻訳する際、技術分野を考慮することにより、より正確な翻訳を可能にします。これは特許翻訳の世界において唯一の技術です。

PATENTSCOPE のデータベースはこの新技術を完全に組み込んでいるため（比較目的のため、以前の統計に基づいた翻訳技術も引き続きご利用いただけます）、PATENTSCOPE によって検索された特許文献の翻訳がより容易に利用可能になります。

PATENTSCOPE で公開された PCT 出願 (<https://patentscope.wipo.int>) の翻訳を実行するためには、該当する公開公報のページ上にある“Machine translation（自動翻訳）”をクリックし、“WIPO Translate”を選び、翻訳を希望する言語を選択することができます。または、以下のリンク先から、WIPO 翻訳のページへ行き、特許文献から文章をカットアンドペーストし、言語の組み合わせと技術分野を選択することで利用できます。

<https://patentscope.wipo.int/translate/translate.jsf?interfaceLanguage=en>

実務アドバイス

国際出願のライセンスの利用可能性の表示

Q: 当方はある大学の機械工学科に勤務しており、当学科で新しい機器を開発したので PCT 出願の提出を予定しております。我々の関心分野におけるさらなる研究開発のための資金を調達するため、ライセンスすることで我々の発明を産業界で利用可能にしたいと考えています。本発明をライセンスにより利用可能とすることを希望する旨を出願のどこかに表示することは可能でしょうか？またその場合、ライセンスの利用可能性を表示する国を特定することは可能でしょうか？

A: 2012 年 1 月から、特定の PCT 出願に含まれる発明をライセンスを通じて関心のある者へ利用可能とする出願人の意向を、PATENTSCOPE 上で公開することを国際事務局 (IB) へ請求することが可能になりました。この無料のサービスは、ライセンスを促進する制度を設けるため、2010 年 6 月の PCT 作業部会による勧告を受け導入されました。

そのような情報の公開を希望する場合、“ライセンスによる利用可能性の表示請求”を直接 IB へ送付すべきです。送付のための最善の方法は以下のとおりです：

- ePCT のアクション機能 “ライセンスによる利用可能性の表示請求” の利用、又は
- 様式 PCT/IB/382 の “ライセンス目的の利用可能性の表示請求” の提出。
当該様式は、以下のリンク先からご利用可能です：

http://www.wipo.int/pct/en/forms/ib/editable/ed_ib382.pdf

また、要求される情報の全てが含まれていれば、ライセンスによる利用可能性の表示請求を書簡の形式で IB へ提出することも可能です。好ましくは、“ライセンスによる利用可能性の表示請求”である旨を書簡において明確に示すべきです。

ライセンスによる利用可能性の表示請求を提出する際、希望により以下を行うことが可能です：

- 請求項に係る発明を全ての PCT 締約国においてライセンスする意向がある旨を明記する、若しくは請求項に係る発明のライセンスを希望する締約国を明記する、
- 請求項に係る発明をライセンシーによる独占的又は非独占的な使用のためにライセンスするのか否かを明確にする、及び
- ライセンスの追加条件を含む。

また、ライセンス契約に関心がある場合に連絡を取るべき担当者の詳細な連絡先を含むべきです。担当者は必ずしも該当する国際出願に記載された出願人や代理人である必要はありません。しかしながら、ライセンスによる利用可能性の表示請求自体は、国際出願の代理人又は共通の代表者により署名されなければなりません。

ライセンスによる利用可能性の表示請求は、国際出願日以降、優先日から 30 ヶ月の満了までいつでも IB へ送付可能です。出願時にライセンスによる利用可能性の表示請求の送付を希望する場合、その旨を適切に表示すべきです。ePCT 出願を利用して出願する場合、最も簡単な方法は関連する ePCT アクション機能を利用することです。当該機能は、必要な全ての情報の入力を促すとともに、PATENTSCOPE 上に掲載される請求に関する要件を満たす、ライセンスによる利用可能性の表示請求を自動的に表示します。PCT-SAFE を利用して出願する場合、“Accompanying items” タブの “Other” を選択し、“Licensing availability

request”と名前を付けて、ライセンスによる利用可能性の表示請求を国際出願に添付すべきです。

ライセンスによる利用可能性の表示請求の提出を希望する時点で、すでに国際出願が提出されている場合には、該当の様式又は書簡が正しいファイルに保有されることを確実にするため、IBが出願の手続を開始するまで待つ必要があるでしょう。

ライセンスに関する請求を複数提出可能な点、また、優先日から30ヶ月の満了までは、提出済みの請求を変更可能な点にご留意ください。複数の請求を提出する場合、又は既存の請求を変更する場合、貴殿の最新の請求は、要請又は変更についての完全な情報を含む、常に自己完結した書類であることを確実にする必要があります。また国際段階の間いつでも、又は国内段階の間であっても、PATENTSCOPEからライセンスの表示を削除するようIBへ要請することも可能です。削除した後でも、ライセンスの請求と当該通信は、PATENTSCOPEの“Related Documents（関連書類）”タブから利用可能な履歴ファイルの一部として残ります。

ライセンスの利用可能性を非常に早期の段階で知らせたい場合には、PCT第21条(2)(b)の規定に従い、早期の国際公開請求の提出を検討可能なことにご留意ください。

ライセンスの表示は、特定の出願に関する書誌情報（PATENTSCOPE上の“Bibliographic data（書誌情報）”タブから）に反映されますが、公開された国際出願自体の一部にはなりません。書誌情報ページのライセンスに関する説明に、ライセンスによる利用可能性の表示請求自体の内容へのリンクが張られており、第三者が当該内容に直接アクセスすることができます。ライセンスによる利用可能性の表示請求は、別個の文書としてPATENTSCOPE上の“Documents（書類）”タブからもご利用可能です。

請求項に係る発明のライセンス目的の利用可能性に関する表示を出願人が提出した国際出願の検索を希望する潜在的なライセンサーは、以下のリンク先から、“Field Combination（構造化検索）”へ行き、提示される“ライセンスによる利用可能性のボックス”をチェックしてご利用ください。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/structuredSearch.jsf>

当該検索基準は、組み合わせ/複数フィールド検索でも利用可能であるため、第三者は、請求項に係る発明が特定の技術分野に関連する、ライセンスの情報を含む国際出願を検索することができます。RSSフィードを登録することも可能です。登録すれば、検索結果は、ライセンス情報を含む新たなPCT出願が公開される毎週木曜日にRSSリーダーにて自動的に更新されます。

以下の情報の一覧

PCTセミナーカレンダー、PCTウェビナー、PCT手数料表、PCT締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2017年11月号 | No. 11/2017

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

日本国特許庁主催の実務者向け知的財産権制度説明会において、PCTに関する最新のトピックスをご紹介します。事前のお申し込みは必要ですが**無料**ですので是非ご参加ください。（申込：<https://www.jit2017.go.jp/index.html>）

PCT 最新情報

国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料（様々な官庁）

2018年1月1日から、PCT手数料表に掲載されている国際出願手数料、30枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目4に表示される電子出願の減額（該当する場合）、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料の、所定の通貨における換算額が変更されます。

PCT出願人の手引（<http://www.wipo.int/pct/guide/en/>）の以下の附属書において、これらの変更が反映されます：

- **附属書C**（受理官庁）：AM、AP、AT、AU、AZ、BA、BE、BH、BW、BY、BZ、CA、CL、CR、CU、CY、CZ、DE、DJ、DK、DO、EA、EC、EE、EG、EP、ES、FI、FR、GB、GE、GH、GR、GT、HN、HU、IB、IE、IL、IN、IS、IT、JP、JO、KE、KG、KH、KZ、LR、LT、LU、LV、MC、MD、ME、MT、MW、MX、NI、NL、NO、NZ、OM、PA、PE、PG、PH、PT、QA、RO、RU、SA、SC、SE、SG、SI、SK、SM、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、US、UZ、ZA、ZM、ZW、
- **附属書D**（国際調査機関）：AT、AU、BR、CA、CL、CN、EG、EP、ES、FI、IL、IN、JP、KR、RU、SE、SG、TR、UA、US、XN、XV、
- **附属書SISA**（国際調査機関（補充調査））：AT、EP、FI、RU、SE、SG、TR、UA、XN、XV、及び
- **附属書E**（国際予備審査機関）：AT、AU、CA、CL、EG、EP、ES、FI、IL、IN、JP、KR、RU、SE、SG、UA、US、XN、

CO：コロンビア（管轄国際調査及び予備審査機関）

DJ：ジブチ（電子メールとインターネットアドレス）

EG：エジプト（手数料）

FI：フィンランド（所在地）

IB：国際事務局（手数料）

RU：ロシア連邦（手数料）

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料（連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦））

予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料（連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦））

チュニジアにおける欧州特許の有効化

欧州特許機構とチュニジア政府間の新しい取決めが2017年12月1日に発効します。チュニジアはEPOの加盟国ではありませんが、当該日以降、欧州特許及び欧州特許出願（欧州特許として指定のあるPCT出願を含む）のチュニジアでの有効化が可能になります。チュニジアで有効化された欧州特許及び欧州特許出願は、当該国での国内出願及び特許と同様の権利及び法的効果を有します。

PCT出願に基づき付与された欧州特許のチュニジアにおける有効化は、出願人の請求のもとに行われます。しかしながら、2017年12月1日以降に出願される国際出願に関しては、有効化が請求されたものと見なされます。なお、当該日以前に出願されたPCT出願や当該出願に基づく欧州特許に関してはご利用できませんのでご注意ください。

Euro-PCT出願をチュニジアにおいて有効化するためには、国際出願を欧州広域段階へ移行するための期限内、又は国際調査報告の公開日から6ヶ月以内のいずれか遅い期限内に、EPOに有効化手数料の180ユーロを支払う必要があります。当該期限を経過した後であっても、下記の期限内に50%の追加料金を支払うことで、有効化手数料の支払いは無効になります。

- 2ヶ月のグレースピリオド期間内、又は
- 指定手数料に関する手続続行請求と共に：指定手数料の未払いを受けた、EPC規則112(1)に基づく権利喪失の連絡の通知から2ヶ月以内。

有効化国としてのチュニジアに関する参照は、欧州段階（指定又は選択官庁としてのEPO）へ移行する際に必要な様式（様式EPA/EPO/OEB 1200）に含まれます。当該様式の更新版は、2017年12月1日にEPOのウェブサイトにて利用可能となり、*PCT出願人の手引*のEP国内段階の附属書としても掲載される予定です。

モロッコ及びモルドバ共和国との同様の取決めにつき3番目となる当該有効化に関する取決めの発効に伴い、単一の欧州特許出願で最大43ヶ国で同時に特許保護を得ることが可能になります。

詳細は下記リンク先をご覧ください。

<http://www.epo.org/news-issues/news/2017/20171004.html>

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2017/10/a84.html>

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2017/10/a85.html>

年末の国際事務局の閉庁日及び公開スケジュール

国際事務局（IB）の2017年12月及び2018年1月の閉庁日は、週末に加え、以下になります：

- 2017年12月25日（月）
- 2017年12月29日（金）及び
- 2018年1月1日（月）

したがって、IBは2017年12月26日（火）から28日（木）までは業務を行い、2018年1月2日（火）からは平常通り業務を行います。

PCTインフォメーションサービスとPCT e-Services (電子サービス) ヘルプデスクの稼働日及び公開スケジュールの情報は、以下をご覧ください。

PCTインフォメーションサービス

PCTインフォメーションサービスは、2017年12月25日(月)から2018年1月1日(月)まで業務を停止します。業務再開は2018年1月2日(火)午前9時(中央ヨーロッパ時間(CET))です。

なお、当該休暇期間においてもPCTインフォメーションサービスに電話(Tel: (+41-22) 338 83 38)をすると、緊急用の電話番号を提供する録音メッセージが流れます。PCTインフォメーションサービスは、国際出願の提出やそれに続くPCT国際段階での手続についての一般的なご質問にお答えいたします(個別の出願に関してはPCTプロセッシングサービスにお問い合わせ下さい)。詳細は以下のリンク先をご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/en/infoline.html>

PCT e-Services (電子サービス) ヘルプデスク

PCT電子サービスヘルプデスクの年末休暇期間中の予定は以下のとおりです。

2017年12月25日(月) : 休止

2017年12月26日(火)から28日(木) : 平常通り午前9時から午後6時(CET)

2017年12月29日(金)から2018年1月1日(月) : 休止

2018年1月2日(火)から業務再開 : 平常通り午前9時から午後6時(CET)

なお、PCT電子サービスヘルプデスクは、電子形式での出願の準備、提出及び管理目的のサービス[ePCT(<https://pct.wipo.int>)、PCT-SAFE(<http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.html>)、WIPO電子証明書及びデジタルアクセスサービス(DAS)(<http://www.wipo.int/das/en/>)]に関するご質問にお答えいたします。

公開スケジュール

年末年始の休暇期間において、PCT出願の公開スケジュールに変更はありません。通常通り木曜日(すなわち、2017年12月28日(木)及び2018年1月4日(木))に公開され、国際公開のために考慮されるべき変更の受領の期限に変更はありません(それぞれ2017年12月12日(火)及び19日(火)の午前零時(CET)です)。

PCT 関連資料の新/更新情報

2017年 PCT 同盟総会の了解

第49回PCT同盟総会(PCT総会)は、手数料表の項目5における減額は、願書に表示された出願人が、その出願の単独かつ真の所有者であり、手数料の減額の適格性を有しない他の者に対して、発明に係る権利を譲渡、付与、移転又はライセンスする義務がない場合にのみ適用されることが意図されたものであるという了解(Understanding)を採択しました。当該了解は2017年10月11日に発効しました。当該了解の本文と、2018年7月1日に発効するPCT手数料表の対応する修正された文言は、PCTの全10公開言語(アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語)にて、以下のリンク先に掲載されています。

http://www.wipo.int/pct/en/fees/2017_fee.html

英語以外の言語に関しては、上記リンク先ページの右上にある言語を選択してください。

会合文書

PCT 技術協力委員会

2017年5月8日～12日にジュネーブで開催された第30回PCT技術協力委員会の報告書が、当該会合のその他の文書とともに、下記のWIPOウェブサイトにてアラビア語、中国語、英語、仏語、ロシア語及びスペイン語でご利用いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=42647

欧州資格試験 “the European Qualifying Examination” のための資料

欧州弁理士志望者が受ける欧州資格試験（EQE）のための資料の準備を手助けするため、国際事務局は、EQEの試験委員会との合意に基づき、2017年10月31日¹時点のPCT出願人の手引の英語版と仏語版の国際段階と国内段階の4つのPDFファイルを入手可能にしました。それぞれ以下のPCTウェブサイトに掲載されております。

<http://www.wipo.int/pct/en/eqe/ip.pdf>（国際段階 英語版）

<http://www.wipo.int/pct/en/eqe/np.pdf>（国内段階 英語版）

<http://www.wipo.int/pct/fr/eqe/ip.pdf>（国際段階 仏語版）

<http://www.wipo.int/pct/fr/eqe/np.pdf>（国内段階 仏語版）

PCT 出願人の手引

PCTの国際段階及び国内段階の詳細情報を含む、PCT出願人の手引の“国際段階の概要”と“国内段階の概要”のスペイン語版が、2017年7月1日付けのPCT規則改正や、その他の更新を考慮して更新されました。それぞれ以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/es/appguide/>

PCTに関するFAQ

“外国における発明の保護：特許協力条約（PCT）に関するFAQ”が、最近のPCT制度の軽微な変更を反映し、PCTの全10公開言語（アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語）にて、2017年10月付けで更新されました。以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/faqs/faqs.html>

英語以外の言語に関しては、上記リンク先ページの右上にある言語を選択してください。

セミナー資料

PCT手続のあらゆる面をカバーするセミナー資料が、2017年7月1日に発効したPCT規則改正を反映し、英語、独語、日本語及びスペイン語にて更新されました。それぞれ下記のリンク先にて掲載されております。

¹ これまで締切日は12月31日でしたが、今後は志望者の利便性のため10月31日になります。

http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/document.pdf (英語)

http://www.wipo.int/pct/de/seminar/basic_1/document.pdf (独語)

http://www.wipo.int/pct/jp/seminar/basic_1/document.pdf (日本語)

http://www.wipo.int/pct/es/seminar/basic_1/document.pdf (スペイン語)

その他の言語版はまもなく更新されます。

PATENTSCOPE ニュース

PATENTSCOPE 上で USPTO のドシ工情報 (出願経過情報) が利用可能に

米国特許商標庁 (USPTO) の特許文献のドシ工情報が、関連する各出願の PATENTSCOPE の“書類 (documents)”タブから利用可能になりました。PATENTSCOPE を介して閲覧可能なドシ工情報は、各参加官庁における出願の調査や審査プロセスに関する最新かつ非機密性の公文書を含み、以下に列挙するような情報を提供します：

- 調査報告、
- 官庁からの通知、及び
- 出願人及び特許庁間の通信

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCTの出願人は認証謄本を提出したり提供するよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本をDASから取得するよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。

ユーラシア特許庁

ユーラシア特許庁は、2017年11月1日から、DASの提供庁及び取得庁として運用を開始したことをIBに通知しました。提供庁としては、出願人がそれらの書類が当該サービスで利用可能になるよう特別に請求した場合に、優先権書類としての特許出願の認証謄本を提供します。これには2017年11月1日以降に当該官庁へ提出されるPCT出願を含みます。取得庁としては、優先権書類を提出する期間が2017年11月1日までに満了していないいづれの出願に関しても、優先権書類がDASを通じて提供されることを許可します。

詳細は下記のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#EAPO>

偽の手数料の支払い請求

新たな請求書

PCTの出願人や代理人が、WIPO国際事務局 (IB) からの通知ではなく、かつPCTに基づく国際出願の手続きに関係のない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter*において再三にわたって注意喚起を続けております。そしてこの度、“WPT service – World Patent and Trademark Service” からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCTユーザがWIPOに通報した他の多くの例と共に下記リンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から18ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのはIBのみです（PCT第21条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果はPCT第29条に規定されています。

PCT出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX番号： +41 22 338 83 39

電子メール： pct.legal@wipo.int

WIPOは、PCTの出願人、代理人又は発明者（PCTユーザ）の皆様にも、政府又は消費者保護協会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や“苦情受付け政府機関又は消費者保護協会”の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

ブダペスト条約

ブダペスト条約に関する一般情報

WIPO が管理する、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約は、バイオテクノロジー発明の分野で重要な役割を担っています。発明が一般に公開されていない微生物や他の生物材料（以下、微生物）、又はその利用を含む場合、その単なる記載のみでは十分な開示ではない場合があります。そのため、多くの国々では、微生物の試料を専門機関に寄託する必要があります。

特許保護を求める各国においてそのような試料を寄託する必要性を取り除くことにより、ブダペスト条約はこの手続きを促進しています。ブダペスト条約は、全ての締約国の国内特許庁や当該条約の効果が及ぶ広域特許庁に対する特許手続の目的のためには、いずれかの国際寄託当局（IDA）への寄託で十分であると規定しています。PCT 出願の場合、寄託についての情報もまたその出願に記載されることが必要です。この条約はそのため、微生物を含む特許発明に関する開示要件を満たすための、効率的で、円滑で、かつコスト効率の良い方法を出願人に提供しています。

ブダペスト条約の詳細は、次のリンク先でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/budapest>

ブダペスト条約に関する 2016 年の統計

ブダペスト条約が運用を開始した年（1981年）から2016年までに寄託された件数の合計は10万件を超え、節目を迎えました。ブダペスト条約の締約国は、現在合計で80あり、46のIDAが存在します。

2016年のブダペスト条約に基づく寄託と試料の分譲に関する詳細な統計は、40のIDAからの回答に基づいており、以下のリンク先（“Microorganism statistics（微生物に関する統計）”）にてご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/micros/>

実務アドバイス

“PCT Direct”に基づく先の調査結果に関する出願人のコメントが、国際調査機関としての欧州特許庁において審査官により考慮されるよう確実にする方法

Q: 欧州特許庁（EPO）が調査した先の出願の優先権を主張する国際出願を近く提出する予定です。そして、国際調査機関（ISA）としての EPO に対し、優先基礎出願の調査見解で提起された異議に関するコメントを提出する方法があるのか否か知りたいと思っています。もし方法があるのであれば、どのように手続を進めたら良いのでしょうか？

A: ISA の資格においての EPO は、“PCT Direct”と呼ばれるサービスを提供しています。当該サービスは、優先基礎出願の調査見解で EPO が提起した異議に対し反論する非公式コメントを出願人が提出することを許可するものです。同様のサービスはイスラエル特許庁も提供しています（PCT Newsletter 2016 年 7-8 月号の 3 ページ参照）。

EPO に関する限り、“PCT Direct”に基づき提出されたいかなる非公式コメントも、国際出願の請求の範囲の特許性に関する意見書として、また、場合によっては、先の出願と比較した出願書類の修正箇所、特に請求の範囲に対する修正に関する説明として、理解されるべきものです。

“PCT Direct”のサービスは、最初の出願で得られた EPO により作成された結果と、国際段階において EPO により実施される後の調査を結びつけるものです。PCT 出願人は、国際段階において出願書類を補正する（若しくは補正しない）決定の論理的根拠を説明するために当該サービスを最大限利用することができます。国際段階において出願人と審査官との間での連絡が国際調査の結論ができるまでは見込めないという事実を踏まえると、手続のこの段階で“PCT Direct”を利用することは特に有益かもしれません。また、ISA に対するコメントの提供は、国際段階での肯定的な見解書を得る可能性をかなり高める場合があります。

貴殿の出願が、EPO において“PCT Direct”に基づき処理されることを希望する場合には、以下の要件を満たしていることを確実にする必要があります：

- 当該国際出願が EPO により調査された先の出願の優先権を主張している（国際、欧州又は国内の最初の出願であり、国際型調査ではないもの）。
- 非公式コメントが国際出願（ただし、“PCT Direct”の書簡は国際出願自体の一部とはならない旨、ご注意ください）と共に書簡形式（“PCT Direct”の書簡）で選択された受理官庁（EPO である必要はなく、いずれの管轄受理官庁でも可能）へ提出されている。
- “PCT Direct”の書簡が、別個の書類として国際出願に添付され提出されている。そのような書類は“PCT Direct/非公式コメント”として表題がつけられ、ヘッダーには先の出願の出願番号が明確に記載されるべきです。
- 国際出願の請求の範囲及び明細書的一方、若しくは両方が、先の出願のものとは異なる場合には、好ましくは当該相違を示す注記をつけた写しを提出すべきです。
- 先の調査見解の写しも“PCT Direct”の書簡に添付可能です。ただし、ファイルの閲覧に関する PCT の規定に従い、当該書簡は添付書類と共に、公衆に利用可能となる点にご留意ください。
- “PCT Direct”の書簡、請求の範囲及び明細書的一方、若しくは両方の注記をつけた写しや先の調査見解を添付する場合には、一つの PDF 形式（ZIP 形式のファイルではなく）の書類として提出すべきです。

- “PCT Direct”の書簡や添付書類がある場合は、PCT 願書様式（様式 PCT/RO/101）には以下のように記載すべきです。
 - 紙形式での出願：第 IX 欄のチェックボックス 11 (“other (その他)”) に “PCT Direct/非公式コメント”と具体的に記載する。
 - EPO オンライン出願ソフトウェアを利用しての出願：出願人は“Content (コンテンツ)”タブ上の“Accompanying items (添付書類)”のサブタブから書類タイプとして、“Applicant letter to ISA concerning earlier search (先の調査についての ISA に対する出願人の書簡) (PCT Direct)”を選択し、“Annotate (注釈)”タブ上の“Remark (意見)”として“PCT Direct/informal comments (非公式コメント)”を表示する。
 - EPO の新しいオンライン出願ツール (CMS) を利用してのオンライン出願：出願人は書類タイプとして“Communication concerning PCT Direct (PCT Direct に関する通信)”を表示し、“Remarks (意見)”欄に“PCT Direct/ informal comments (非公式コメント)”と具体的に記載する。
 - WIPO の ePCT ポータルを利用しての電子形式での出願：そのような書類は、“Applicant letter to ISA concerning earlier search (先の調査についての ISA に対する出願人の書簡) (PCT Direct)”の項目を選択し、“Other documents (他の書類)”としてアップロードする。
- 最後に、“PCT Direct”に基づき提出される非公式コメントは、自己完結した書類であるべきです。なぜなら、先の出願ファイルの一部である当該調査報告、当該調査見解又は他のいずれの提出書類も、公衆に利用可能にならない場合があるためです。

上述の要件を満たしている場合、審査官は国際調査報告及び見解書を作成する際、これらの非公式コメントを考慮します。審査官は見解書において“PCT Direct”の書簡の受理を確認し、国際調査手続に関連する限りにおいてその内容に応答することで、貴殿のコメントが考慮されたことを明示します。先の調査見解を“PCT Direct”の書簡に添付した場合にのみ、審査官はその見解に対し明確に言及します。

なお、上述の“PCT Direct”の手続と、PCT に基づく非公式コメントの提出とを混同されないようご注意ください必要があります。 PCT に基づく非公式コメントは、ISA の見解に対し非公式に応答する機会を出願人に提供し、国際事務局へ提出するコメントを最終的に指定官庁に利用可能にするものです（詳細は、*PCT 出願人の手引*、国際段階の paragraph 7.030 及び *PCT Newsletter* 2015 年 1 月号に掲載された実務アドバイスをご参照ください）。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2017年12月号 | No. 12/2017

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER (英語版) (www.wipo.int/pct/en/newslett) の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER (英語版) に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

ファックスの利用に関する国際事務局からの重要なお知らせ

2018年1月1日から、国際事務局 (IB) の電気通信サービス提供業者がアナログ回線の提供を停止いたします。これにより、IB へのまた IB からの全てのファックスは今後、ボイス オーバー インターネット プロトコル (VOIP) 技術を利用することになります。結果として、一部の若しくは全ての送信が実際には喪失されているにもかかわらず、送信者には送信が完了したかのように表示される場合があるとサービス提供業者から聞いております。このような状況から、IB では、2018年末からの IB での PCT ファックスサービスの終了を検討せざるを得なくなりました。

2018年の期間中に IB への通信をファックスで送信する以外の選択肢がない場合には、ファックスを送信する前若しくは送信直後に関連する PCT 担当チーム¹へ電話又は電子メールを送ることを強くお勧めいたします。

受理官庁 (RO) としての IB を含む、IB との最も効率的で信頼性のある通信手段は、ePCT (<https://pct.wipo.int>) のドキュメントアップロード機能の利用であることを PCT 出願人の皆様は思い起こしてください。WIPO アカウント (ユーザ名とパスワードのみ) を用いて基本的なサインイン機能を利用し、ePCT を介して簡単かつ効率的に書類をアップロードできます。また、追加の高度な認証設定 (電子証明書又はワンタイム パスワード) を利用してサインインすると、他の多くの機能とともに、IB のみならず、RO、国際調査機関又は国際予備審査機関としての他の参加官庁へも書類のアップロードが可能になります。詳細は、以下のリンク先から ePCT サポートページをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=820>

国際出願の電子出願及び手続

イタリア特許商標庁による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

受理官庁としてのイタリア特許商標庁は、2017年12月4日から、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d)に基づき国際事務局に通知しました。

当該官庁は ePCT 出願を利用した国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a)に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、2017年11月23日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されました。以下のリンク先からご覧ください。

¹ 関連する担当チームの連絡先は、IB からの記録原本の受理通知 (PCT 様式 IB/301) 又は WIPO ウェブサイト (<https://patentscope.wipo.int/search/en/teamlookup.jsf>) をご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT出願人の手引、附属書C (IT) が更新されました。)

カラー又はグレースケールを含む元の出願内容のPATENTSCOPEでの利用可能性

カラー要素は通常、国際出願では許容されておりませんが、特にPCT作業部会の枠組みの下、国際段階でのカラー要素の受理の将来的な可能性について多くの議論が重ねられてきました。国際事務局 (IB) はカラー要素の処理を許容するシステムの適応に引き続き取り組んでおります。差し当たっては、そのようなカラー要素がすでに受理される場合があることを認識した上で、暫定措置が取られており、文書PCT/WG/9/19 (“カラー図面”) のパラグラフ11から15に詳述されています。以下のリンク先をご参照ください。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=39464

これらの議論を考慮して、ePCT出願やPCT-SAFEの最新バージョン (下記の “ePCT最新情報” 及び “PCT-SAFE最新情報” 参照) では、“出願本体” (明細書、請求の範囲、要約、及び/又は図面) がカラー又はグレースケール要素を含むことを表示する欄をチェックすることを、電子形式での出願を提出する出願人に許容する機能を提供しています。当該欄がチェックされている場合、公開された出願の表紙には、提出された出願がカラー又はグレースケールの内容を含み、元のファイルはPATENTSCOPEから利用可能である旨を記載する通知が含まれます。

ePCTでは、アップロードされる出願本体のファイルにカラー又はグレースケールが検知されると、当該欄はシステムにより自動的にチェックされます。ただし、システムの検知が間違いであるとユーザが判断するような例外的な場合には、当該欄は手動でチェックを外すことが可能です。PCT-SAFEでは、当該欄は自動的にチェックされず、ユーザは手動でチェックする必要があります。しかしながら、図面が白黒で記載されるべきところのように記載されていない旨の注意喚起は引き続き行われます。

なお、これは国際出願においてカラー要素が許容されるようになった、又はそれらが効果的に処理可能である若しくは処理されるであろうことを意味するものではないことにご留意ください。むしろ、この手続は、実際に提出される多くの出願が、国内法令及び手続に基づき国内段階手続の目的において許容できるものを決定するために指定官庁が検討を要するかもしれないカラー又はグレースケール要素をすでに含んでいるということを単に認識するものです。

それ故に、出願人には以下にご留意いただき、国際出願は可能な限り引き続き白黒形式で作成し提出することを強くお勧めいたします。

- 当該チェックボックスは全ての場合にご利用いただけるわけではありません。PCT-SAFEを利用して作成される出願に関しては、チェックボックス機能は2018年1月1日から有効となり、受理官庁としてのIBへの出願のみが対象です。ePCTでは、チェックボックス機能はすでにご利用いただけますが、出願本体のファイルがePCTを介してアップロードされ、オンラインで提出される出願のみが対象です (そのため、別のシステムを利用して受理官庁へアップロードされる、イスラエル特許庁及び米国特許商標庁への出願用に作成されたパッケージは除外されます)。
- 全ての国際出願はIBによるさらなる処理や公開のため、引き続き純粋な白黒形式への変換が行われます。これにより、グレーの陰影を含む、色に関する全ての区別が失われるでしょう。

- 大抵の国内段階の手続では引き続き出願本体には純粋な白黒の内容が求められます。指定官庁がPATENTSCOPEを介して元の出願を利用できたとしても、新しい主題が追加されたと見なされることなしには、受理可能な白黒バージョンをその後作成することは依然として困難又は不可能なままでしょう。
- 人間の眼には白黒に見える出願本体（特に図面）であっても、純粋な白黒ファイルの形式で保存されなかった場合には、電子システムによりカラー又はグレースケールとして検知される場合があります。大抵の場合、白黒への変換は正確なアウトプットをもたらしますが、変換により元の明らかな黒線が点線になったり、場合によっては線が欠けたりするリスクが常にあります。ePCTにてファイルをアップロードする際、ファイルが純粋な白黒形式でないことをシステムが検知すると、ユーザに対し注意喚起が表示されます。ファイルの内容はその後の処理及び公開用にIBがレンダリングするため、ユーザは変換された画像の内容が意図していたものであることを確認するために、専用のプレビュー機能を利用してファイル内容を閲覧することが促されます。

ePCT最新情報

ePCTシステムの最新版（バージョン4.2）が2017年12月1日に導入されました。新機能のいくつかを以下にご紹介いたします。

出願人のためのePCT

ePCT出願は以下の新機能を含みます。

- 優先権の主張を含む下書き状態の出願の提出のための、12か月の優先期間に関して推奨される提出期限がユーザインターフェース上に表示されるようになりました。また、期限満了の24時間以内にアクセス権を有するユーザに対して通知が送付されます（提出期限を有するePCT “アクション” 機能にも同様の機能が導入されました）。
- 新規国際出願の作成時にアクセス権が自動的に付与されることを希望する者として、eHandshakeの連絡先の中から異なるグループを作成することが可能になりました。これには、既存の出願をコピーする場合や、PCT-SAFE、EPOオンライン出願又はJPO PASを利用して新規国際出願を準備する際に使用されるePCTの確認コードを作成する場合を含みます。詳細は、ePCTサポートページをご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=542>

- 必要な際には、出願前のアドバイスやサポートのため、参加している受理官庁へ対してeViewerとしてのアクセス権を付与することが可能になりました。
- PCT規則4.17 (ii) 及び (iii) に基づく申立てがePCTを利用して作成される場合、PCT/RO/101のページ数を減らすため、同種類及び同一出願人に関する複数の申立てが統合されます（この統合は、対応するePCTアクション機能を利用して出願後に作成される申立てにも適用されます）。
- 特定の言語に特有な文字の表示に伴う問題に対処するため、PCT/RO/101のプレビュー機能が改善されました。
- システムが出願書類中のカラー/グレースケールを検知すると、提出された元の出願本体がカラー/グレースケールを含んでいたことを示す表示が、PATENTSCOPEで公開される

表紙に表示されることがユーザに通知されます（詳細は、上記の“カラー又はグレースケールを含む元の出願内容のPATENTSCOPEでの利用可能性”をご参照ください）。

ePCTの他の新機能には以下も含まれます。

- お好みのワークベンチのフィルターオプションの保存が可能になりました。
- 受理官庁及び国際予備審査機関としての欧州特許庁への手数料の支払い方法として、クレジットカード払いが可能になりました（詳細は、下記の“EPO: 手数料の支払方法に関する変更”をご参照ください）。

関連するスクリーンショットを含む上述の変更に関する詳細や当該最新版で提供された他の変更に関する情報は、以下のリンク先からPCT eServices (電子サービス) サポートページの“What's new in ePCT for applicants?” をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=966>

受理官庁、指定官庁及び国際機関のためのePCT

ePCTバージョン4.2の官庁のための新機能に関する詳細は、以下のリンク先から“What's new for Offices?” をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=969>

ePCTご利用開始までの流れを含む、ePCT一般に関する詳細は、以下のリンク先からPCT電子サービスのサポートページをご覧ください。

<https://pct.eservices.wipo.int/>

PCT電子サービスのヘルプデスクへもお問い合わせいただけます。

電子メール : pct.eservices@wipo.int

電話番号 : (+41-22) 338 9523

又は“contact us”リンクを介してご連絡ください。

PCT-SAFE更新

PCT-SAFEクライアントソフトウェアの新しいバージョンのリリース

PCT-SAFEクライアントソフトウェアの新しいバージョン (2018年1月1日付 version 3.51.08 0.256) がご利用可能になりました。次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

この新しいバージョンの詳細は上記ウェブサイトの“Release notes”及び“What's new”からご覧いただけます。

PCT特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

日本国特許庁と公正競争・知的所有権保護庁 (ペルー) 間の新しいPCT-PPH試行プログラムの開始

2017年11月1日から、日本国特許庁（JPO）と公正競争・知的所有権保護庁（ペルー）間で、新しい一方向PCT-PPH試行プログラムが開始しました。本試行プログラムでは、ISA/IPEAとしての資格においてJPOが作成する、国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）からの肯定的な見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（IPRP）（第II章）（すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合）を得たPCT出願に基づき、ペルーの国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

上述のPCT-PPHの合意に関する詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/japan_peru_highway/peru_e.pdf

<https://www.indecopi.gob.pe/web/invenciones-y-nuevas-tecnologias/pph>

PCTウェブサイトのPCT-PPHのページは、本試行プログラムの情報を含み更新されました。以下のリンク先をご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

国際事務局の閉庁日

PCT 規則 80.5 に基づく期間の計算に関して、国際事務局（IB）の2018年1月1日から12月31日までの期間の閉庁日は以下のとおりです。

全ての土曜日、日曜日、及び
2018年1月1日
2018年3月30日
2018年4月2日
2018年5月10日
2018年5月21日
2018年9月6日
2018年12月25日
2018年12月31日

上述の日はIBのみの閉庁日であり、国内及び広域官庁には該当しないことにご留意ください。他の官庁の2018年の閉庁日については、利用可能な場合は以下のPCTウェブサイトからご確認いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml>

PCT 最新情報

BH: バーレーン（国際出願の写しの提出、手数料）
BY: ベラルーシ（手数料）
BZ: ベリーズ（所在地）
CH: スイス（手数料）
IL: イスラエル（手数料）
IT: イタリア（電子出願）
MA: モロッコ（国際出願の翻訳に関する要件、手数料、国内段階移行の特別な要件）
PA: パナマ（電話番号）
SD: スーダン（官庁の名称、所在地、電話とファックス番号及び電子メールアドレス）
SM: サンマリノ（手数料）

SV: エルサルバドル (電子メールアドレス)

US: アメリカ合衆国 (手数料)

ZM: ザンビア (官庁の名称、あて名、電話とファックス番号、電子メールとインターネットアドレス、代理人に関する要件)

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (オーストリア特許庁、インド特許庁、韓国知的所有権庁、米国特許商標庁)

予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料 (インド特許庁、米国特許商標庁)

PCT 関連資料の新/更新情報

願書様式 (韓国語)

願書様式 (PCT/RO/101) の韓国語版が 2017 年 7 月 1 日から更新され、以下のリンク先からご利用いただけます。

http://www.pct/ko/forms/request/ed_request.pdf

2017 年 PCT 年次報告 – エグゼクティブ・サマリー

2017 年 PCT 年次報告 – PCT の利用における主な動向や 2017 年 PCT 年次報告で公表された統計の概要を提供するエグゼクティブ・サマリーが、全 10 公開言語 (アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語) にて、以下のリンク先からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4221>

英語以外の言語は、ページ右側にある言語を選択してください。

世界知的財産指標 – 2017

世界知的財産指標 – 2017 が英語で、以下のリンク先からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4234>

本指標は世界中の知的財産活動についての信頼できる年次調査です。特許、実用新案、商標、意匠、微生物及び植物品種保護の出願、登録及び管理に加えて、2017 年版では初めて地理的表示についても網羅し、より包括的なものとなっております。特許庁の運営能力に関する特別セクションでは、出願処理に要する時間、審査能力や審査結果についての詳細を検証しています。

世界知的財産報告書 2017

世界知的財産報告書 (WIPIR) の最新版が以下のリンク先からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4225&plang=EN#>

世界知的財産報告書は 2 年ごとに発行され、各報告書では知的財産の分野における特定の動向に着目しております。今回の報告書では世界的な価値連鎖における無形資産に焦点を当てております。

WIPO 当座預金からの引落としによる PCT 手数料の支払に関する変更

国際事務局 (IB) へ定期的に支払を行う PCT ユーザは、手数料の他の支払方法と併せて、スイスフラン建ての WIPO 当座預金を保有することが可能です。

この WIPO 当座預金の運用に関して、以下を含むより有利な取引条件が適用されるようになりました。

- より少額な頭金で当座預金の開設が可能になりました (5000 フランに代えて 2000 フラン)。
- 最低限の取引額が不要になりました。
- 残高が許容される又は特定の最低設定額を下回る場合、入金を促す通知が口座名義人へ送付されます。
- 全ての取引に関して自動的に通知が送付されます。

さらに、新しいウェブ上のフォームを利用できるようになり、顧客は当座預金の開設及び解約、還付の請求又は支払のキャンセルが可能となりました。

当座預金の保有者は関連する額の口座引落としを IB へ請求することで、以下の手数料の支払が可能です。

- 受理官庁としての IB へ支払う手数料 (例えば、送付手数料、国際出願手数料、調査手数料、優先権書類の手数料及び優先権回復請求手数料 (PCT 規則 26 の 2.3(d)))。
- 特定の状況において IB へ支払う所定の特別手数料: 早期公開手数料 (PCT 規則 48.4(a))、優先権主張の追加又は補充の遅延請求に関する情報の公表手数料 (PCT 規則 26 の 2.2(e))、及び拒否された訂正の請求の公表手数料 (PCT 規則 91.3(d))。
- 補充調査に関する手数料: 補充調査手数料 (PCT 規則 45 の 2.3)、補充調査取扱手数料 (PCT 規則 45 の 2.2) 及び後払手数料 (PCT 規則 45 の 2.4(c))。

当座預金の開設、支払オプション及び新しい WIPO 当座預金の取引条件についての詳細情報は、以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/about-wipo/en/finance/current_account/index.html

PCT 手数料の他の支払方法に関する情報は、以下のリンク先ページの右側をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/fees/>

EPO: 手数料の支払方法に関する変更

新しい支払方法としてのクレジットカードによる支払

2017 年 12 月 1 日から、欧州特許庁 (EPO) は預金口座及び銀行振込による支払に加えて、クレジットカードによる支払を受け付けます (2017 年 EPO 官報 A72 及び A73 参照 (<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2017.html>))。

出願人は、スマートカードでの認証を必要とせず、電子メールアドレスとパスワードを登録することで、手数料を支払うための安全で、簡単かつ柔軟なウェブベースでのサービスがご利用いただけるようになりました。

EPO はユーロでの支払に MasterCard 及び Visa カードを受付けております。出願人は複数の出願について支払を行うことや、支払履歴機能を介して取引状況を確認することが可能です。

預金口座のオンライン上の管理

クレジットカード払いの導入に加えて、EPO は 2017 年 12 月 1 日から、預金口座のオンライン上の管理へと移行いたします（上述のウェブページにて、2017 年 EPO 官報の補足文書 5 参照）。引落としの請求（個別/一括及び自動引落とし請求）は、受理可能なオンライン出願ツール（Online filing（オンライン出願）、CMS、PCT-SAFE、ePCT）を利用して電子処理可能な形式（XML）にて、若しくは預金口座情報も掲載されている EPO ウェブサイト上のオンライン手数料支払にて、提出されるべきです。様式 1010（“手数料及び費用の支払”）はすでにご利用いただけなくなり、紙形式での取引明細書の送付は 2018 年 2 月末で終了することにご留意ください。

実務アドバイス

間違った又は意図したものでない情報が公開される PCT 出願に含まれるリスクを最小限に抑える

Q: 間違った又は意図したものでない書誌情報が、公開される PCT 出願の表紙に表示されるリスクを最小限に抑えるにはどのようにすれば良いでしょうか？

A: わずかな例外を除いて、国際事務局（IB）は優先日から 18 ヶ月の満了直後に PCT 第 21 条に従い、各 PCT 出願を公開します。公開される PCT 出願の表紙を作成する際に、IB は願書において出願人によって先に提供された書誌情報を活用します。

公開される書誌情報における間違いの原因の一つとして考えられるのは、出願提出後に官庁によって行われるデータの転写であり、これは出願人が画像ベースの願書を使用する際に起こります。このことは、書誌情報が文字ベース形式で提供されるような方法で PCT 出願をすることの出願人にとっての利益を思い起こさせることとなります。例えば、電子出願システムを利用して PCT 出願をする場合、例えば ePCT 出願であれば、出願人は文字ベース形式で書誌データを提供することができます。RO/US に出願する出願人にとっては、最善策は文字ベースの書誌情報を含む .zip ファイルを作成し、そのファイルを EFS-Web 出願システムへアップロードすることです（詳細は、PCT Newsletter 2016 年 5 月号第 5 ページをご参照ください）。

これらの方法のいずれかを用いることによる望ましい成果は、出願人が文字ベースの書誌情報を提供したということにあります。したがって、そのような情報は官庁がその後、手で転写する必要がなく、PCT 出願の公報の表紙を作成するために IB が使用するシステムへ自動的に送信されます。

ePCT システムはまた、間違った又は意図したものでない書誌情報が、公開される PCT 出願の表紙に表示されるリスクを最小限に抑える更なる機会を提供します。以下に説明いたします。

出願人は、好ましくは PCT 出願の出願中に、ePCT からの出願へのアクセスを可能にするための措置を取るでしょう。又はその代わりに、様式 PCT/IB/301（記録原本の受理通知）の受理にあたり、出願人は ePCT² から PCT 出願へのアクセスを可能とするための必要な手段を取るでしょう。どちらの場合においても、次の段階は ePCT にて出願の内容を閲覧することです。

² 出願人が電子形式での国際出願を提出していなかったとしても、WIPO アカウントが作成されており高度な認証設定のオプションで保護されている場合には、出願人は出願の eOwnership を確認し、まだ未公開の国際出願へアクセスすることができます。詳細は、<https://pct.eservices.wipo.int/> 及び PCT Newsletter 2015 年 3 月号第 9 ページの“実務アドバイス”をご参照ください。

続いて“データ”項目にある“Preview publication front page (公開公報の表紙のプレビュー)”をクリックします。当該機能は、書誌情報を含む PCT の公開公報の表紙のプレビューの PDF コピーを ePCT ユーザがダウンロードし閲覧することを可能にします。

ユーザは、この機会を利用してプレビューをチェックすることで、官庁職員によるタイプミス(画像ベースの願書が提出された場合)や、ePCT、PCT-SAFE 若しくは他の電子出願ソフトウェアを利用する際の出願人による書誌情報の入力ミスを確認することができます。その場合、好ましくは対応する ePCT のアクション機能を利用して、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録要請を行うことにより、間違いの訂正を IB へ簡単に要請することができます。

ユーザは、出願人又は発明者へ確認のためプレビューを共有することも希望するかもしれませんが。例えば、発明者は公開公報の表紙にある発明者のリストについて、別の順序を好む場合があります。あるいはこのような確認により優先権の主張が欠落しており追加の必要性を認識するきっかけとなる場合があります。そのような問題は、十分早期に発見されれば、IB との適切で適時の連絡により容易に訂正が可能です。

米国に拠点を置く弁理士である Carl Oppedahl は、ePCT の公開公報のレビューページの精査を推奨しています。“あるケースにおいて、驚いたことに、PCT-SAFE で筆頭発明者の氏名の綴りを間違えていたことを発見しました。もしプレビューページを確認していなかったら、発明者の氏名の綴りが間違った状態で出願は公開されていたでしょう。出願後すぐに間違いを発見したため、綴りを訂正するための規則 92 の 2 に基づく要請を提出する時間が十分にありました。出願は正しい発明者の氏名の綴りで公開され、私はクライアントの前で恥をかくことを避けることができました。”

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧